

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応） 新旧対照表

修正案（平成26年3月）	修正前（平成25年3月）	備考
<p>第1章 総則</p> <p>1 この計画の目的 この計画は、島根原子力発電所において事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>2 この計画の位置づけ (1)計画の使い方 この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。 このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。 ・万が一の事故の際には、この計画の作成に当たって仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を現実の状況に応じて修正して使用する。 ・実際の事故発生時の対応（避難指示等）は、その時に必要とされる地域全体を対象とする。 ・平素から行うこの計画に基づく諸準備と相まって、事故発生時の即応性と実効性を確保する。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 この計画の範囲 (1)～(2) 略 (3) 計画における避難対象者 ア UPZ内に居住する住民 イ UPZ内の一時滞在者 (7) 就労者 (4) 就学者</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 この計画の目的 この計画は、島根原子力発電所において過酷事故（シビアアクシデント）等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>2 この計画の位置づけ (1)計画の使い方 この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。 万が一の事故の際には、この計画の作成に当たって仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を現実の状況に応じて修正して使用する。 これにより、平素から行うこの計画に基づく諸準備と相まって、事故発生時の即応性を確保する。 <u>注）実際の事故発生時の対応（避難指示等）は、その時に必要とされる地域全体を対象とする。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 この計画の範囲 (1)～(2) 略 (3) 計画における避難対象者 ア UPZ内に居住する住民 イ UPZ内の一時滞在者 (7) 就労者 (4) 就学者</p>	

<p>(ウ) 病院の入院患者、福祉施設の入所者 (エ) 観光客 ウ U P Z 内の通過者 エ 避難指示が発出された地域の住民等</p> <p>(4) 留意事項 計画の範囲は、あくまでも計画作成にあたっての仮定条件であり、運用時にあたっては、実際に避難が必要となった範囲を対象とする。</p> <p>4 この計画の対象 この計画は、鳥取県、県内の市町村、県内の関係する機関、団体、事故発生時に県内で活動する機関等を対象とする。</p> <p>5 根拠法令等 (1) 根拠法令等 ア 災害対策基本法（災対法） イ 原子力災害対策特別措置法（原災法） ウ 防災基本計画 エ 原子力災害対策指針（原災指針） オ 災害救助法（災救法） カ 緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）</p> <p>(2) 参考とする計画等 ア 鳥取県地域防災計画 イ 鳥取県国民保護計画 ウ 鳥取県庁業務継続計画</p> <p>6 この計画の改正 この計画は、<u>根拠法令等の見直しが行われた場合及び新たな知見が得られた場合は、見直しを行う。</u> あらかじめ計画を作成し、整備を行い、それを維持するとともに訓練により得られた教訓を反映し効果的なものとする。</p>	<p>(ウ) 病院の入院患者、福祉施設の入所者 (エ) 観光客 ウ U P Z 内の通過者 エ 避難指示で示された地域</p> <p>(4) 留意事項 計画の範囲は、あくまでも計画を作成するために設定した仮定条件であり、運用時にあたっては、実際に避難が必要となった範囲を対象とする。</p> <p>4 この計画の対象 この計画は、鳥取県、県内の市町村、県内の関係する機関、団体、事故発生時に県内で活動する機関等を対象とする。</p> <p>5 根拠法令等 (1) 根拠法令等 ア 災害対策基本法（災対法） イ 原子力災害対策特別措置法（原災法） ウ 防災基本計画 エ 原子力災害対策指針（原災指針） オ 災害救助法（災救法）</p> <p>(2) 参考とする計画等 ア 鳥取県地域防災計画 イ 鳥取県国民保護計画 ウ 鳥取県庁業務継続計画</p> <p>6 この計画の改正 この計画は、<u>防災基本計画、原子力災害対策指針、地域防災計画、関係法令・規定期等の見直しが行われた場合及び新たな知見が得られた場合は、見直しを不断に行う。</u> あらかじめ計画を作成し、整備を行い、それを維持するとともに訓練により得られた教訓を反映し効果的なものとする。</p>		
--	---	--	--

第2章 実施要領

1 状況

この項では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を**実行**する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。

この計画の実際の運用にあたっては、この項に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入力し、その状況に応じてこの計画を修正し、実際の状況に適切させて運用する。

(1) 島根原子力発電所の状況
ア 要避難地域の考え方

この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により特定のプラント事故が発生したのではなく、何らかのプラント事故により、防護措置としてのUPZ内の住民避難が必要になったと想定とする。（※どのような事態に対応しなければならぬかという事態に焦点を当てた計画）

ただし、この計画においては、津波被害を蓋然性の高い事象として、一部道路の使用について制限を受ける条件（鳥取県津波対策検討委員会検討結果による）を設定する。

イ 島根原子力発電所事故の推移

※一般的な推移を記載したものであり、当時の状況の進展とは必ずしも一致しない

事態区分	対応
警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で、「警戒事態」が発生した。 県は、国から情報提供を受けた。 県は、災害警戒本部を設置した。 県は、緊急時モニタリングセンターを設置。 県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実施。
施設敷地緊急 事態 (EAL2)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で、警戒事態が施設敷地緊急事態に進展。 県は、中国電力から「施設敷地緊急事態」の発

第2章 実施要領

1 状況

この項では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を**実施**する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。

この計画の実際の運用にあたっては、この項に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入力し、その状況に応じてこの計画を修正し、実際の状況に適切させて運用する。

(1) 島根原子力発電所の状況
ア 要避難地域の考え方

この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により、特定のプラント事故が発生したとせずに、何らかのプラント事故により、防護措置としてのUPZ内の住民避難が必要になったと想定とする。（※どのような事態に対応しなければならぬかという事態に焦点を当てた計画）

ただし、現時点では、島根原子力発電所で津波に対するシビアアクシデント対策が重点的に実施されていることから、この計画において、津波被害を蓋然性の高い事象として、一部道路の使用について制限を受ける条件を設定する。

イ 島根原子力発電所事故の推移

※一般的な推移を記載したものであり、当時の状況の進展とは必ずしも一致しない

(警戒事態)

- 島根原子力発電所で、「警戒事態」が発生した。
- 県は、国から情報提供を受けた。
- 県は、災害警戒本部を設置した。
- 県は、平常時モニタリングを強化した。

(施設敷地緊急事態) …原災法10条事象

- 島根原子力発電所で、警戒事態が施設敷地緊急事態（公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象）に進展

<p>生の通報と国からの情報提供を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、災害対策本部を設置した。 ・県は、緊急時モニタリングを開始した。 ・県は、屋内退避の準備を指示した。 <p>全面緊急事態（EAL3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所で、施設敷地緊急事態が全面緊急事態に進展。 ・県は、中国電力から「全面緊急事態」の発生との通報と国からの情報提供を受けた。 ・内閣総理大臣は、「原子力緊急事態」を宣言し、国の原子力災害対策本部を設置した。 ・県は、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）、避難準備等を指示した。 ・全面緊急事態の規模及び時間的推移に基づき判断により、避難指示がなされた。 <p>※ 上記に関わらず、島根原子力発電所から放射性物質が放出され、緊急時モニタリングの結果が運用上の介入レベル（OIL）の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難指示がなされる。</p> <p>ウ 避難（基本方針）</p> <p>原子力災害対策重点区域全体における段階的避難の実施を原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、中国電力から「施設敷地緊急事態」の発生との通報と国からの情報提供を受けた。 ・県は、災害対策本部を設置した。 ・県は、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下、「緊急時モニタリング」という。）を開始した。 ・県は、屋内退避の準備を指示した。 （全面緊急事態）…原災法15条事象 ・島根原子力発電所で、施設敷地緊急事態が全面緊急事態（公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象）に進展。 ・県は、中国電力から「全面緊急事態」の発生との通報と国からの情報提供を受けた。 ・内閣総理大臣は、「原子力緊急事態」を宣言し、国の原子力災害対策本部を設置した。 ・県は、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）、避難準備等を指示した。 ・全面緊急事態の規模及び時間的推移に基づき判断により、避難指示がなされた。 <p>※ 上記に関わらず、島根原子力発電所から放射性物質が放出され、緊急時モニタリングの結果が運用上の介入レベル（OIL）の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難指示がなされる。</p> <p>ウ 避難</p>
<p>緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）に基づきPAZ内の避難の後、EAL又はOILに基づき、UPZの段階的避難が実施される。</p> <p>※放射性物質の放出がなくても、状況によっては避難指示を發出する場合がある。</p> <p>即時避難としてPAZ避難が完了した後、UPZ避難が実施される。UPZ避難においても、島根原子力発電所から近い区域から距離に応じて段階的に避難するものとする。これにより、円滑な避難を確保するとともに住民の被ばくリスクの低減を図る。</p>	<p>緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）に基づきPAZ内の避難の後、EAL又はOILに基づき、UPZの段階的避難が実施される。</p>

(2) 鳥取県の対応
ア U P Z 避難

P A Z 避難に続いて（あるいはP A Z避難と同時期）、国又は県・市からU P Z 避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。
段階的避難は島根原子力発電所からの距離に応じ、次に示す区分により行う。

この区分は、避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる単位としており、避難指示の基礎単位である。

段階的避難における区分

区分	避難区域	市	区域内町等	
鳥取①	A-①	境港市	外江町、清水町、弥生町	
	A-②		渡町、芝町、西工業団地、中海干拓地、夕日ヶ丘(2)、森岡町	
鳥取②	B-①		浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蕨池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町	
鳥取③	B-②	米子市	竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒家町、小篠津町、財ノ木町、夕日ヶ丘(1)	
			B-③	大篠津町、和田町
			B-④	葭津、大崎
			C-①	富益町、彦名町、安倍、上後藤(一部)、旗ヶ崎(一部)
	C-②		夜見町、河崎、両三柳(一部)	

(2) 鳥取県の対応
ア U P Z 避難

P A Z 避難に続いて（あるいはP A Z避難と同時期）、国のU P Z 避難指示が出された場合に避難を開始する。

<p>イ 避難シナリオ (ア) 避難のパターン 鳥根原子力発電所において避難が必要な事態が発生し、EALに基 づくPAZ避難に続き、EAL又はOILに基づきUPZ全域の避難 が開始されたものとする。 鳥根県民の避難受け入れが必要な場合、鳥根県知事からの避難者の 受入要請に基づき受け入れを行う。 (イ) 避難シナリオ 避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始 し、避難指示後20時間で避難を完了(30km圏からの100%避難 が完了)する。 UPZ(10~20km)の避難指示が発出された時点を「H時」とする。 ※ 放射性物質は放出されおらず、EALに基づき避難指示がなさ れるものとする。</p>	<p>イ 避難シナリオ (ア) 避難のパターン 鳥根原子力発電所において、避難が必要な事態が発生し、EALに 基づくPAZ避難に続き、EAL又はOILに基づきUPZ避難が開 始されたものとする。 鳥根県民の避難受け入れが必要な場合、鳥根県知事の避難協議に基 づき受け入れを行う。 (イ) 避難シナリオ 避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始 し、4日間(D+3日)で避難を完了する。</p>																
<p>UPZ(10~20km)の避難指示が発出された時点を「H時」とする。 ※ 放射性物質は放出されおらず、EALに基づき避難指示がなさ れるものとする。 本計画においては、警戒事態(EAL1)から鳥取県の避難指示が あるままでは、24時間あると仮定し、この間に避難準備を行うものと する。</p>	<p>全面緊急事態に発展した日(原子力緊急事態宣言が出された日)を 「D日」とする。 ※ 放射性物質は放出されおらず、EALに基づき避難指示がなさ れるものとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間的推移</th> <th>避難等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態(EAL1) 施設敷地緊急事態 (EAL2)</td> <td>注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ 屋内退避の準備 (原子力緊急事態宣言。国の原子力災害対 策本部の設置。) 事態の規模及び時間的推移に基づく判断に より、国が避難を指示</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (EAL3)</td> <td>予防的防護措置(屋内退避の実施、避難に 必要な移動手段の確保等)の指示 ヨウ素剤の配付準備)の指示</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>UPZ(10~20km)の避難指示 鳥取①の避難開始 →H+5h避難完了</td> </tr> </tbody> </table>	時間的推移	避難等の状況	警戒事態(EAL1) 施設敷地緊急事態 (EAL2)	注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ 屋内退避の準備 (原子力緊急事態宣言。国の原子力災害対 策本部の設置。) 事態の規模及び時間的推移に基づく判断に より、国が避難を指示	全面緊急事態 (EAL3)	予防的防護措置(屋内退避の実施、避難に 必要な移動手段の確保等)の指示 ヨウ素剤の配付準備)の指示	H	UPZ(10~20km)の避難指示 鳥取①の避難開始 →H+5h避難完了	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間的推移</th> <th>避難の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>屋内退避の準備</td> </tr> <tr> <td>D日 (全面緊急事態)</td> <td>(原子力緊急事態の宣言。国の原子力災害 対策本部の設置。) 事態の規模及び時間的推移に基づく判断に より、国が避難を指示 ※どのような段階避難の指示が出されるか は今後検討される。 予防的防護措置(屋内退避の実施、避難に 必要な移動手段の確保や安定ヨウ素剤の配 付準備)の指示</td> </tr> <tr> <td>D+1日(24h)</td> <td>鳥取県内UPZ(~20km)の避難開始 →D+36h避難完了</td> </tr> </tbody> </table>	時間的推移	避難の状況	施設敷地緊急事態	屋内退避の準備	D日 (全面緊急事態)	(原子力緊急事態の宣言。国の原子力災害 対策本部の設置。) 事態の規模及び時間的推移に基づく判断に より、国が避難を指示 ※どのような段階避難の指示が出されるか は今後検討される。 予防的防護措置(屋内退避の実施、避難に 必要な移動手段の確保や安定ヨウ素剤の配 付準備)の指示	D+1日(24h)	鳥取県内UPZ(~20km)の避難開始 →D+36h避難完了
時間的推移	避難等の状況																
警戒事態(EAL1) 施設敷地緊急事態 (EAL2)	注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ 屋内退避の準備 (原子力緊急事態宣言。国の原子力災害対 策本部の設置。) 事態の規模及び時間的推移に基づく判断に より、国が避難を指示																
全面緊急事態 (EAL3)	予防的防護措置(屋内退避の実施、避難に 必要な移動手段の確保等)の指示 ヨウ素剤の配付準備)の指示																
H	UPZ(10~20km)の避難指示 鳥取①の避難開始 →H+5h避難完了																
時間的推移	避難の状況																
施設敷地緊急事態	屋内退避の準備																
D日 (全面緊急事態)	(原子力緊急事態の宣言。国の原子力災害 対策本部の設置。) 事態の規模及び時間的推移に基づく判断に より、国が避難を指示 ※どのような段階避難の指示が出されるか は今後検討される。 予防的防護措置(屋内退避の実施、避難に 必要な移動手段の確保や安定ヨウ素剤の配 付準備)の指示																
D+1日(24h)	鳥取県内UPZ(~20km)の避難開始 →D+36h避難完了																

<p>H+5 h 鳥取②の避難開始 →H+10 h 避難完了</p> <p>H+10 h 鳥取③の避難開始 →H+15 h 避難完了</p> <p>H+15 h 鳥取④の避難開始 →H+20 h 避難完了</p> <p>H+20 h 鳥取県内UPZ 避難完了</p> <p>※ 避難シナリオは、逐次見直す。</p>	<p>D+36 h 鳥取県内UPZ (20~25 km) の避難開始 →D+48 h 避難完了</p> <p>D+2日 (48 h) 鳥取県内UPZ (25~30 km) の避難開始</p> <p>D+3日 (72 h) 鳥取県内UPZ 避難完了</p> <p>※ 避難シナリオは、今後の原子力災害対策指針の避難基準、避難時間推計シミュレーション結果 (E T E)、訓練成果の検証結果等に基づいて逐次見直す。</p>
<p>ウ (略)</p> <p>エ 避難手段 (ア) 選定の考え方 避難手段は、天候等の条件に制約を受けにくい自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、各種輸送手段により輸送力を補充する。 この際、避難方針との整合を図りつつ、最適かつ実態に即した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う。</p> <p>(イ) 陸路 a 自家用車 自家用車及びバスによる避難を基本とし、避難住民の70%が自家用車を使用すると見積もる</p> <p>b バス (公共輸送) 自家用車が使えない住民の避難に使用</p> <p>c 福祉車両 (公共輸送) 要配慮者等の避難に使用</p> <p>d 自衛隊車両 緊急を要する場合に計画 (災害派遣、原子力災害派遣)</p> <p>(ウ) 鉄路 (公共輸送) 補完的手段として計画。JR (境線、山陰本線 (米子駅~鳥取駅))</p> <p>(エ) 海路 (公共輸送) 船舶 (境港~鳥取港) は確保が可能な場合に、自家用車が使えない住民等の避難の補完的手段として使用。</p> <p>(オ) 空路 航空機及びヘリコプターは確保が可能な場合に、緊急を要する要配慮者等の輸送に使用。</p>	<p>ウ (略)</p> <p>エ 避難手段 (ア) 選定の考え方 避難方針との整合を図りつつ、最適かつ実態に即した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う。このため、<u>不断の見直しを行う。</u></p> <p>(イ) 陸路 a 自家用車 避難住民の70%が自家用車を使用すると見積もる</p> <p>b バス (公共輸送) 自家用車が使えない住民の避難に使用</p> <p>c 福祉車両 (公共輸送) 災害時要配慮者等の避難に使用</p> <p>d 自衛隊車両 緊急を要する場合に計画 (原子力災害派遣)</p> <p>(ウ) 鉄路 (公共輸送) JR (境線、山陰本線 (米子駅~鳥取駅))</p> <p>(エ) 今後、海路及び空路についても検討する。</p>

才 避難経路

(7) 避難経路の設定

避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援地点の設定等、輸送を重点的に確保する経路

(イ) 避難経路

経路 1	山陰自動車道・国道 9 号沿い	山陰自動車道・国道 9 号による県中部・東部地域への避難経路
経路 2	米子自動車道沿い	米子自動車道から蒜山 IC を經由した県中部地域への避難経路
経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山 IC を經由した県東部地域への避難経路

(ウ) 避難経路図 (概要)

(参考：避難経路)

経路 1	<ul style="list-style-type: none"> 県道米子空港境港停車場線→境港市道→米子市道→<u>鉄工団地入口→国道 431 号→(米子) IC→山陰自動車道東進</u> 県道米子空港境港停車場線→境港市道→米子市道→<u>鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号東進</u>
経路 2	<ul style="list-style-type: none"> 県道米子境港線→国道 181 号→(米子南・中 IC) →国道 9 号→(米子) IC→米子自動車道→(蒜山 IC) →国道 482 号→国道 313 号
経路 3	<ul style="list-style-type: none"> 県道米子境港線→国道 181 号→(米子南・中 IC) →国道 9 号→(米子) IC→米子自動車道→(落合 JCT) →中国自動車道→(津山 IC) →国道 53 号

カ U P Z 外の防護措置

U P Z 外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響があることが想定され、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を実施する。

国で検討中の P P A の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の考え方の結果を踏まえて、具体的な実施方法を検討する。

キ 避難に影響を及ぼすと想定する事項

才 避難経路

(7) 避難経路の設定

避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援地点の設定等、輸送を重点的に確保する経路

(イ) 避難経路

経路 1	国道 9 号沿い	国道 9 号から県中部・東部地域への避難経路
経路 2	米子自動車道沿い	米子自動車道から蒜山 IC を經由した県中部地域への避難経路
経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山 IC を經由した県東部地域への避難経路

(ウ) 避難経路図 (概要)

(参考：避難経路)

経路 1	<ul style="list-style-type: none"> 県道米子空港境港停車場線→境港市道→米子市道→<u>鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号東進</u> 県道米子空港境港停車場線→境港市道→米子市道→<u>鉄工団地入口→国道 431 号→(米子) IC</u>
経路 2	<ul style="list-style-type: none"> 県道米子境港線→国道 181 号→(米子南・中 IC) →国道 9 号→(米子) IC→米子自動車道→(蒜山 IC) →国道 482 号→国道 313 号
経路 3	<ul style="list-style-type: none"> 県道米子境港線→国道 181 号→(米子南・中 IC) →国道 9 号→(米子) IC→米子自動車道→(落合 JCT) →中国自動車道→(津山 IC) →国道 53 号

カ U P Z 外の避難

U P Z 外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響があることが想定され、避難指示が出されれば必要な場合は、U P Z と同様の防護措置を実施する。

国で検討中の P P A の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の考え方の結果を踏まえて、具体的な実施方法を検討する。

キ 避難に影響を及ぼすと想定する事項

<p>(ア) 道路の使用</p> <p>a 鳥取県内の国道 431 号は、津波の影響により当初使用の可否が確認出来ないものとする (使用の可否を優先的に把握するものとする)</p> <p>b 冬期の大雪による影響</p> <p>c 地震動による影響は検討しない（地震による道路等のインフラ被害は想定しない）</p> <p>(イ) 渋滞の発生</p> <p>米子市街は、国道 9 号に、国道 431 号及び各種道路が合流し避難住民による交通の渋滞が発生</p> <p>(ウ) 計画外の避難（自主的な避難）</p> <p>a 島根原子力発電所で事故が起きた直後の避難及びその後の事故進展に伴う住民の自主判断による避難</p> <p>b P A Z 避難が指示された場合の P A Z 以外の区域における先行的な避難</p> <p>c U P Z 内の避難指示区域における計画的な段階的避難の前の避難</p> <p>d 一部のシャドー避難（避難指示区域以外からの避難）</p> <p>(3) 島根県からの避難住民の受入れ</p> <p>ア 避難シナリオ</p> <p>島根県において、災害の状況に応じて避難が必要になった場合に、鳥取県に避難者を受け入れる。</p> <p>イ 避難受入対象地域 いずれも U P Z 圏内</p> <table border="1" data-bbox="989 1243 1125 2078"> <thead> <tr> <th>避難受入数</th> <th>避難受入地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 1 万人</td> <td>日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町</td> </tr> <tr> <td>約 5 千人</td> <td>若桜町、智頭町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 情報の伝達と収集</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>県は、島根原子力発電所等から異常や事故に関する情報、通報、連絡等を受けた場合、関係機関へ連絡するとともに、情報収集を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>※ 県が、警戒本部又は対策本部を設置以降は、危機管理局が行って</p>	避難受入数	避難受入地域	約 1 万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町	約 5 千人	若桜町、智頭町	<p>(ア) 道路の使用</p> <p>a 鳥取県内の国道 431 号は、津波の影響により当初使用の可否が確認出来ないものとする</p> <p>b 冬期の大雪による影響</p> <p>c 地震動による影響は検討しない（地震による道路等のインフラ被害は想定しない）</p> <p>(イ) 渋滞の発生</p> <p>米子市街は、国道 9 号に、国道 431 号及び各種道路が合流し避難住民による交通の渋滞が発生</p> <p>(ウ) 計画外の避難（自主的な避難）</p> <p>a 島根原子力発電所で事故があった場合に避難</p> <p>b P A Z 避難が指示された場合、一部、P A Z 以外の区域で避難が先行的に開始</p> <p>c U P Z 内の避難指示区域において、一部、計画的な段階的避難の前の避難</p> <p>d 一部のシャドー避難（避難指示区域以外からの避難）</p> <p>(3) 島根県からの避難住民の受入れ</p> <p>ア 避難シナリオ</p> <p>島根県において、災害の状況に応じて、計画外の避難が必要になった場合に、鳥取県で避難者を受け入れる。</p> <p>イ 避難対象地域 いずれも U P Z 圏内</p> <table border="1" data-bbox="989 1456 1125 2078"> <thead> <tr> <th>避難受入数</th> <th>避難受入地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 1 万人</td> <td>日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町</td> </tr> <tr> <td>約 5 千人</td> <td>若桜町、智頭町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 情報の伝達と収集</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>県は、島根原子力発電所等から異常や事故に関する情報、通報、連絡等を受けた場合、関係機関へ連絡するとともに、情報収集を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>※ 県が、警戒本部又は対策本部を設置以降は、危機管理局が行って</p>	避難受入数	避難受入地域	約 1 万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町	約 5 千人	若桜町、智頭町
避難受入数	避難受入地域												
約 1 万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町												
約 5 千人	若桜町、智頭町												
避難受入数	避難受入地域												
約 1 万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町												
約 5 千人	若桜町、智頭町												

いた情報伝達業務を引き継ぐ。

ウ 緊急時モニタリング

(7) 目的

周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報収集を強化し、次の目的を達成する。

- ① 放射線緊急事態に起因する危険のレベルと程度、特に放射線レベルと放射性核種による環境の汚染レベルについて、正確で時宜を得たデータを提供すること
- ② 行政の各種判断、運用上の介入及び防護措置の実施に関して、意思決定者を支援すること
- ③ 緊急作業者の防護のための情報を提供すること
- ④ 危険の程度について公衆へ情報を提供すること
- ⑤ 医療介入が必要とされる人々及び長期間にわたる医学的スクリーニングを実施することが正当化される人々を見極めるための情報を提供すること

※IAEA「放射線防護の目的のための環境及び線源モニタリング」

(RS-G-1.8)より

(イ) 体制

県（EMC）は、施設敷地緊急事態が発生した場合、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングは、緊急時モニタリング実施計画に基づき、国の緊急モニタリングとの整合を図りながら、全てのモニタリング支援グループ（大学、研究所、専門機関等）と協力・調整し、迅速なモニタリングを実施する。

いた情報伝達業務を引き継ぐ。

ウ 緊急時モニタリング

(7) 目的

周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報収集を強化し、次の目的を達成する。

- ⑤ 放射線緊急事態に起因する危険のレベルと程度、特に放射線レベルと放射性核種による環境の汚染レベルについて、正確で時宜を得たデータを提供すること
- ⑥ 行政の各種判断、運用上の介入及び防護措置の実施に関して、意思決定者を支援すること
- ⑦ 緊急作業者の防護のための情報を提供すること
- ⑧ 危険の程度について公衆へ情報を提供すること
- ⑨ 医療介入が必要とされる人々及び長期間にわたる医学的スクリーニングを実施することが正当化される人々を見極めるための情報を提供すること

※IAEA「放射線防護の目的のための環境及び線源モニタリング」

(RS-G-1.8)より

(イ) 体制

県（EMC）は、施設敷地緊急事態（原災法10条事象）が発生した場合、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングは、緊急時モニタリング実施計画に基づき、国の緊急モニタリングとの整合を図りながら、全てのモニタリング支援グループ（大学、研究所、専門機関等）と協力・調整し、迅速なモニタリングを実施する。

(ウ) 実施

時期	方針	要領
初期	・平常時モニタリングの強化から緊急時モニタリングに移行し、国の緊急時モニタリング体制に入る。	<ul style="list-style-type: none"> ・予め決められた地点について既設の測定器を用いて迅速に実施 ・防護措置の上で重要な放出源及び施設敷地近傍のモニタリングは事業者が実施 ・事故の規模に応じて適切に空間線量率等を測定できる測定器を選択し、迅速に測定 ・上水、農林水産物中の放射
中期	・県緊急時モニタリング実施	

モニタリング実施に関する記述は省略する。

	<p>計画の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生から将来にわたる公衆の外部・内部被ばく線量の推定、公衆の被ばくを抑制・低減するための環境の除染方法の立案及び評価、避難区域の変更・見直しに係る検討及び判断、さらに、汚染地域の住民の健康管理及び健康影響評価をするための、モニタリングを行う。 	<p>放射性物質濃度測定や、物産、廃棄物等の輸送経路における放射線の測定等、汚染拡大防止のための測定を迅速に実施</p>
<p>復旧期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現存被ばく状況の続く限りモニタリングも継続する必要があるが、モニタリング対象と規制の目的に応じて、各省庁が実施する。 ・復旧期のモニタリングが終了し、平常時モニタリングへの移行については、利害関係者の参画も得て、放射線防護に加え社会、政治、倫理、経済等関係するあらゆる側面を含め総合的に判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境中に放出された放射性物質の拡散、沈着、移動・移行状況の把握、土壌及び堆積物中に蓄積された放射性物質の、生態系、特に食品への移行に着目し、国が主導して定期的にモニタリングを実施 ・放射性物質の影響が長期にわたることを想定して、汚染の拡大防止、汚染物の処理及び残留放射能に関するモニタリングを実施
<p>2 避難実施の考え方</p> <p>(1)方針</p> <p>県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（避難及び一時移転、屋内退避、コンクリート屋内退避）を実施する。この際、要配慮者等に配慮する。</p> <p>避難は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民の被ばくの危険性を防止する。</p>	<p>2 避難実施の考え方</p> <p>(1)方針</p> <p>県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（避難及び一時移転、屋内退避、コンクリート屋内退避）を実施する。この際、災害時要配慮者等に配慮する。</p> <p>避難は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施する。住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民の被ばくの危険性を防止する。</p> <p>このため、各種条件に応じた避難時間推計を行い、避難計画を事前に作成する。</p>	

<p>また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。</p> <p>(2) 計画の段階区分 ア 段階区分の設定 緊急事態の時間的な進展に応じた迅速かつ的確な住民避難を実施するため、段階区分を設定し、段階毎に対応を計画する。 イ 段階区分と避難計画の対応 (7) 段階区分</p>		<p>また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。</p> <p>(2) 計画の段階区分 ア 段階区分の設定 緊急事態の時間的な進展に応じた迅速かつ的確な住民避難を実施するため、段階区分を設定し、段階毎に対応を計画する。 イ 段階区分と避難計画の対応 (7) 段階区分</p>	
段階区分	方針	対応	対応
準備	原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれ行動計画を策定して関係者に周知するとともにこれを訓練等で運用し、緊急時の計画の検討等を行う。	1. 計画等の作成修正 2. 広報 3. 普及啓発 4. 訓練 5. 人材育成	1. 計画等の作成修正 2. 広報 3. 普及啓発 4. 訓練 5. 人材育成
初期対応	情報の限られた不確かな中でも、重篤な確定的影響を回避するとともに確率的影響を可能な限り最小限に抑えるという目的を達成させるため、極めて短期間のうちに迅速な対応を行う。 (緊急事態区分) ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態	1. 異常事態の発生 2. 事業者が通報連絡 ・通報 (原災法) ・関係自治体へ通報 (原災法、協定等) 3. 災害警戒本部、災害対策本部の設置 4. 緊急時モニタリング 5. 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言 6. 国が原子力災害対策本部を設置 7. 原子力合同対策協議会の設置	1. 異常事態の発生 2. 事業者が通報連絡 ・通報 (原災法) ・関係自治体へ通報 (原災法、協定等) 3. 災害警戒本部、災害対策本部の設置 4. 緊急時モニタリング 5. 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言 6. 国が原子力災害対策本部を設置 7. 原子力合同対策協議会の設置
中期対応	放射性物質又は放射線の影響が求められ、環境モニタリングや解析による放射線状況の十分な把握に基づき、初期対応段階で実施された防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う。	1. 放射線状況の把握 2. 防護措置の変更、解除 3. 長期防護措置の検討 4. 長期的な復旧策を開始するための特定の計画の作成 5. 被災者生活支援	1. 放射線状況の把握 2. 防護措置の変更、解除 3. 長期防護措置の検討 4. 長期的な復旧策を開始するための特定の計画の作成 5. 被災者生活支援

<p>また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。</p> <p>(2) 計画の段階区分 ア 段階区分の設定 緊急事態の時間的な進展に応じた迅速かつ的確な住民避難を実施するため、段階区分を設定し、段階毎に対応を計画する。 イ 段階区分と避難計画の対応 (7) 段階区分</p>		<p>また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。</p> <p>(2) 計画の段階区分 ア 段階区分の設定 緊急事態の時間的な進展に応じた迅速かつ的確な住民避難を実施するため、段階区分を設定し、段階毎に対応を計画する。 イ 段階区分と避難計画の対応 (7) 段階区分</p>	
段階区分	方針	対応	対応
準備	原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれ行動計画を策定して関係者に周知するとともにこれを訓練等で運用し、緊急時の計画の検討等を行う。	1. 計画等の作成修正 2. 広報 3. 普及啓発 4. 訓練 5. 人材育成	1. 計画等の作成修正 2. 広報 3. 普及啓発 4. 訓練 5. 人材育成
初期対応	情報の限られた不確かな中でも、重篤な確定的影響を回避するとともに確率的影響を可能な限り最小限に抑えるという目的を達成させるため、極めて短期間のうちに迅速な対応を行う。 (緊急事態区分) ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態	1. 異常事態の発生 2. 事業者が通報連絡 ・通報 (原災法) ・関係自治体へ通報 (原災法、協定等) 3. 災害対策本部の設置 4. 緊急時モニタリング 5. 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言 6. 国が原子力災害対策本部を設置 7. 原子力合同対策協議会の設置	1. 異常事態の発生 2. 事業者が通報連絡 ・通報 (原災法) ・関係自治体へ通報 (原災法、協定等) 3. 災害対策本部の設置 4. 緊急時モニタリング 5. 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言 6. 国が原子力災害対策本部を設置 7. 原子力合同対策協議会の設置
中期対応	放射性物質又は放射線の影響が求められ、環境モニタリングや解析による放射線状況の十分な把握に基づき、初期対応段階で実施された防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う。	1. 放射線状況の把握 2. 防護措置の変更、解除 3. 長期防護措置の検討 4. 長期的な復旧策を開始するための特定の計画の作成 5. 被災者生活支援	1. 放射線状況の把握 2. 防護措置の変更、解除 3. 長期防護措置の検討 4. 長期的な復旧策を開始するための特定の計画の作成 5. 被災者生活支援

	6. 社会的・経済的活動への復旧策	6. 社会的・経済的活動への復旧策
<p>復旧 被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画が策定され、通常の社会的・経済的活動への復旧の支援を行う。</p>	<p>復旧 被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画が策定され、通常の社会的・経済的活動への復旧の支援を行う。</p>	<p>復旧 被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画が策定され、通常の社会的・経済的活動への復旧の支援を行う。</p>
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(3) 防護措置等 (略)	(3) 防護措置等 (略)	(3) 防護措置等 (略)
(4) 防護措置等の実施要領	(4) 防護措置等の実施要領	(4) 防護措置等の実施要領
ア 避難準備段階	ア 避難準備段階	ア 避難準備段階
(7) 方針	(7) 方針	(7) 方針
<p>県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、準備を開始する。</p> <p>また、島根県が行う P A Z 避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。</p>	<p>県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、準備を開始する。</p> <p>また、島根県が行う P A Z 避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。</p>	<p>県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態（原災法 10 条事象）を経て全面緊急事態（原災法第 15 条事象）に発展し、避難指示等が出されるまでに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、準備を開始する。</p> <p>また、島根県が行う P A Z 避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。</p>
(4) 実施要領	(4) 実施要領	(4) 実施要領
a 指揮命令活動	a 指揮命令活動	a 指揮命令活動
<ul style="list-style-type: none"> 県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始
<ul style="list-style-type: none"> 国の「初動対応の指示案」に対する検討と意見の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 国の「初動対応の指示案」に対する検討と意見の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 国の「初動対応の指示案」に対する検討と意見の提出
<ul style="list-style-type: none"> 国への輸送力確保の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 国への輸送力確保の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 国への輸送力確保の要請
<ul style="list-style-type: none"> 情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整
<ul style="list-style-type: none"> 要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、県西部総合事務所、O F C） 	<ul style="list-style-type: none"> 要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、県西部総合事務所、O F C） 	<ul style="list-style-type: none"> 要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、県西部総合事務所、O F C）
<ul style="list-style-type: none"> 現地事故対策連絡会議（O F C）への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 現地事故対策連絡会議（O F C）への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 現地事故対策会議（O F C）への参加
<ul style="list-style-type: none"> 住民広報 	<ul style="list-style-type: none"> 住民広報 	<ul style="list-style-type: none"> 住民広報
<ul style="list-style-type: none"> 防護措置の実行を監督 	<ul style="list-style-type: none"> 防護措置の実行を監督 	<ul style="list-style-type: none"> 防護措置の実行を監督
<ul style="list-style-type: none"> b 住民避難及び一時移転 	<ul style="list-style-type: none"> b 住民避難及び一時移転 	<ul style="list-style-type: none"> b 住民避難及び一時移転
<ul style="list-style-type: none"> 優先避難の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 優先避難の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 優先避難の実施
<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児とその家族の避難 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児とその家族の避難 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児とその家族の避難
<ul style="list-style-type: none"> その他要配慮者の避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> その他要配慮者の避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> その他災害時要援護者の避難準備

<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避準備の指示 ・P A Z 避難が予想される場合は、「避難段階」を前倒しして、P A Z 避難の支援に必要な支援態勢の確保及び輸送力の調整 ・U P Z 避難の準備（避難住民の見積、輸送力、資機材、避難所） ・住民避難計画の修正 ・輸送力の確保 ・避難経路の確保 ・避難住民受入協議の代行（同一県内市町村、県外市町村） ・関係機関との調整 ・避難所の開設準備、広域調整 <p>c モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の下部組織として設置された部へのEMCの移管 ・緊急時モニタリングの実施（第1段階） ・モニタリング支援の要請 ・モニタリングデータの公表 <p>d 被ばく医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング準備 ・安定ヨウ素剤の配布準備 ・医療救護班の配置調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避準備の指示 ・P A Z 避難が予想される場合は、「避難段階」を前倒しして、P A Z 避難の支援に必要な支援態勢の確保及び輸送力の調整 ・U P Z 避難の準備（避難住民の見積、輸送力、資機材、避難所） ・住民避難計画の修正 ・輸送力の確保 ・避難経路の確保 ・避難住民受入協議の代行（同一県内市町村、県外市町村） ・関係機関との調整 ・避難所の開設準備、広域調整 <p>c モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の下部組織として設置された部へのEMCの移管 ・緊急時モニタリングの実施（第1段階） ・モニタリング支援の要請 ・モニタリングデータの公表 <p>d 被ばく医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング準備 ・安定ヨウ素剤の配布準備 ・医療救護班の配置調整
<p>イ 避難段階 (ア) 方針</p> <p>県は、全面緊急事態において、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。</p> <p>避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に実施する。</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a 指揮命令活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害合同対策協議会への参加 ・鳥取県原子力防災専門家会議委員の招集（技術的助言） ・専門家の国への派遣要請（技術的助言） ・専門的知識を有する職員への国への派遣要請（事態把握） ・避難等の指示 ・住民広報 ・防護措置の実行を監督 ・復帰計画の準備 	<p>イ 避難段階 (ア) 方針</p> <p>県は、全面緊急事態（原災法第15条）において、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。</p> <p>避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に実施する。</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a 指揮命令活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害合同対策協議会への参加 ・鳥取県原子力防災専門家会議委員の招集（技術的助言） ・専門家の国への派遣要請（技術的助言） ・専門的知識を有する職員への国への派遣要請（事態把握） ・避難等の指示 ・住民広報 ・防護措置の実行を監督 ・復帰計画の準備

<p>・復興計画の準備</p> <p>b 住民避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示（屋内退避）の伝達 ・警戒区域の設定 ・飲食物等摂取制限 ・輸送力の配分 ・避難を開始 ・避難誘導、輸送 <p>段階的な避難を行うまでの間は、屋内退避を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所を設置 ・食糧、生活関連物資等の供給 ・仮設住宅の設置 ・恒久住宅の準備 <p>c モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施（第1段階） ・モニタリングデータの公表 <p>d 被ばく医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングの実施 ・安定ヨウ素剤の配布 ・医療救護班の配置 ・被ばく患者の搬送 <p>ウ～オ（略）</p>	<p>・復興計画の準備</p> <p>b 住民避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示（屋内退避）の伝達 ・警戒区域の設定 ・飲食物等摂取制限 ・輸送力の配分 ・避難を開始 ・避難誘導、輸送 <p>段階的な避難を行うまでの間は、屋内退避を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所を設置 ・食糧、生活関連物資等の供給 ・仮設住宅の設置 ・恒久住宅の準備 <p>c モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施（第1段階） ・モニタリングデータの公表 <p>d 被ばく医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングの実施 ・安定ヨウ素剤の配布 ・医療救護班の配置 ・被ばく患者の搬送 <p>ウ～オ（略）</p>
<p>(5) 避難実施</p> <p>ア 避難指示の手順</p> <p>県は、国原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示に基づき、EAL又はOIL運用と、気候、道路状況等の当時の状況に基づき、あらかじめ作成した避難計画を修正して、具体的な避難の指示を作成し、各種防護措置とあわせて、関係機関と協議し、関係市に避難を指示する。</p> <p>要避難市は、あらかじめ作成していた避難実施要領を修正し、関係機関と連携し、住民に避難を伝達する。</p> <p>イ 避難先</p> <p>島根原子力発電所からUPZ内の住民避難を国原子力災害対策本部の決定による避難指示により、県東部・東中部地域に段階的に行う。</p> <p>避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマ</p>	<p>(5) 避難実施</p> <p>ア 避難指示の手順</p> <p>県は、国原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示に基づき、EAL又はOIL運用と、気候、道路状況等の当時の状況に基づき、あらかじめ作成した避難計画を修正して、具体的な避難の指示を作成し、各種防護措置とあわせて、関係機関と協議し、関係市に避難を指示する。</p> <p>要避難市は、あらかじめ作成していた避難実施要領を修正し、関係機関と連携し、住民に避難を伝達する。</p> <p>イ 避難先</p> <p>島根原子力発電所からUPZ内の住民避難を国原子力災害対策本部の決定による避難指示により、県中部・東部地域に段階的に行う。</p> <p>避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマ</p>

<p>ツチングした避難所に行く。 段階的な避難を実施するまでは、屋内退避を実施する。</p> <p>避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災害対策基本法に基づき、県外避難を実施する。 ＜県外避難実施の要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設も被災するなど県内の避難施設が不足するとき ・入院患者等要配慮者等を収容する施設が県内で不足するとき ・その他必要と認められるとき <p>PPAについては、ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を行う。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>(6) 避難の優先 ア 地域</p> <p>島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。</p> <p>避難は、EAL、OILを基準とする国の避難指示に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km圏内区域、20 km～25 km圏内区域、25 km～30 km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。</p> <p>また、島根県から避難受入れ要請がある場合は、島根県と避難時期・経路等を調整する。</p> <p>イ 対象者</p> <p>(7) 乳幼児とその家族は、優先的に避難する。 (4) その他要配慮者（障がい者、入院患者、社会福祉施設入所者等）等については、一般住民との避難の重復を避け、早期の避難を検討する。</p> <p>(7) 避難誘導 (略)</p> <p>(8) 自家用車による避難 ア 方針</p> <p>避難対象地域内から自家用車避難を行う地区順を、島根原子力発電所からの距離や避難主要幹線への経路等を考慮してあらかじめ定め、避難を実施する。</p> <p>イ 対象者</p>	<p>ツチングした避難所に行く。 段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは、屋内退避を実施する。</p> <p>避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災害対策基本法に基づき、県外避難を実施する。 ＜県外避難実施の要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設も被災するなど県内の避難施設が不足するとき ・入院患者等災害時要援護者等を収容する施設が県内で不足するとき ・その他必要と認められるとき <p>PPA (30 km～50 km圏内) については、ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を行う。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>(6) 避難の優先 ア 地域</p> <p>島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。</p> <p>避難は、EAL、OILを基準とする国の避難指示に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km圏内区域、20 km～25 km圏内区域、25 km～30 km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。</p> <p>また、島根県から避難受入れ要請がある場合は、島根県と避難時期・経路等を調整する。</p> <p>イ 対象者</p> <p>(7) 乳幼児とその家族は、優先的に避難する。 (4) その他災害時要援護者等については、一般住民との避難の重復を避け、早期の避難を検討する。</p> <p>(7) 避難誘導 (略)</p> <p>(8) 自家用車による避難 ア 方針</p> <p>避難対象地域内から自家用車避難を行う地区順を、島根原子力発電所からの距離や避難主要幹線への経路等を考慮してあらかじめ定め、避難を実施する。</p> <p>イ 対象者</p>
--	---

<p>自家用車を利用できる者</p> <p>ウ 避難順序の統制</p> <p>県及び市等は自家用車避難を行う避難住民に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難場所について十分に広報を行うなどにより、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。</p> <p>エ 避難所への誘導及び受入れ</p> <p>県及び受入れ市町村は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入れを行う。</p> <p>(7) 駐車場又は駐車スペースのある避難所への避難</p> <p>学校施設のグラウンド等、臨時的に避難住民の自家用車を駐車できるスペースがある避難所には、直接、避難所へ自家用車を乗り入れる。</p> <p>(4) 駐車場等がない避難所等への避難</p> <p>駐車場等がない避難所又は駐車場等が不足する避難所への自家用車避難の場合、避難住民の車を避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。</p> <p>オ スクリーニング等</p> <p>主要経路沿い等に、スクリーニング会場を設け、避難住民のスクリーニングと避難住民に必要な支援等を総合的にを行い、必要に応じて、簡易な除染を行う。</p> <p>なお、避難先までの間にスクリーニングできなかつた避難住民については、避難先地域に設置したスクリーニング会場で行う。</p> <p>カ 自家用車避難のイメージ（略）</p> <p>(9) 公共輸送による避難</p> <p>ア バスによる避難</p> <p>(7) 方針</p> <p>避難住民は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバスにより、指定された避難経路及び避難所へ移動する。</p> <p>なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまり避難することを原則とする。</p> <p>(4) 対象者</p> <p>自家用車の利用ができない避難住民で、要避難地域内に設定される一時集結所からの避難住民等</p> <p>(7) 一時集結所までの誘導</p>	<p>自家用車を利用できる者</p> <p>ウ 避難順序の統制</p> <p>県及び市等は自家用車避難を行う避難住民に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難場所について十分に広報を行うなどにより、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。</p> <p>エ 避難所への誘導及び受入れ</p> <p>県及び受入れ市町村は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入れを行う。</p> <p>(7) 駐車場又は駐車スペースのある避難所への避難</p> <p>学校施設のグラウンド等、臨時的に避難住民の自家用車を駐車できるスペースがある避難所には、直接、避難所へ自家用車を乗り入れる。</p> <p>(4) 駐車場等がない避難所等への避難</p> <p>駐車場等がない避難所又は駐車場等が不足する避難所への自家用車避難の場合、避難住民の車を避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。</p> <p>オ スクリーニング等</p> <p>主要経路沿い等に、スクリーニング会場を設け、避難住民のスクリーニングと避難住民に必要な支援等を総合的にを行い、必要に応じて、簡易な除染を行う。</p> <p>なお、避難先までの間にスクリーニングできなかつた避難住民については、避難先地域に設置したスクリーニング会場で行う。</p> <p>カ 自家用車避難のイメージ（略）</p> <p>(9) 公共輸送による避難</p> <p>ア バスによる避難</p> <p>(7) 方針</p> <p>避難住民は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバスにより、指定された避難経路及び避難所へ移動する。</p> <p>なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまり避難することを原則とする。</p> <p>(4) 対象者</p> <p>自家用車の利用ができない避難住民で、要避難地域内に設定される一時集結所からの避難住民等</p> <p>(7) 一時集結所までの誘導</p>	<p>自家用車を利用できる者</p> <p>ウ 避難順序の統制</p> <p>県及び市等は自家用車避難を行う避難住民に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難場所について十分に広報を行うなどにより、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。</p> <p>エ 避難所への誘導及び受入れ</p> <p>県及び受入れ市町村は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入れを行う。</p> <p>(7) 駐車場又は駐車スペースのある避難所への避難</p> <p>学校施設のグラウンド等、臨時的に避難住民の自家用車を駐車できるスペースがある避難所には、直接、避難所へ自家用車を乗り入れる。</p> <p>(4) 駐車場等がない避難所等への避難</p> <p>駐車場等がない避難所又は駐車場等が不足する避難所への自家用車避難の場合、避難住民の車を避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。</p> <p>オ スクリーニング等</p> <p>主要経路沿い等に、スクリーニング会場を設け、避難住民のスクリーニングと避難住民に必要な支援等を総合的にを行い、必要に応じて、簡易な除染を行う。</p> <p>なお、避難先までの間にスクリーニングできなかつた避難住民については、避難先地域に設置したスクリーニング会場で行う。</p> <p>カ 自家用車避難のイメージ（略）</p> <p>(9) 公共輸送による避難</p> <p>ア バスによる避難</p> <p>(7) 方針</p> <p>避難住民は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバスにより、指定された避難経路及び避難所へ移動する。</p> <p>なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまり避難することを原則とする。</p> <p>(4) 対象者</p> <p>自家用車の利用ができない避難住民で、要避難地域内に設定される一時集結所からの避難住民等</p> <p>(7) 一時集結所までの誘導</p>
---	---	---

<p>a 誘導の実施者 米子市及び境港市は、避難住民の住家から一時集結所までの徒歩による避難の誘導を実施する。</p> <p>b 誘導要領の策定 米子市及び境港市は、あらかじめ誘導要領を策定する。</p> <p>(エ) 一時集結所から避難所までの輸送</p> <p>a 輸送の実施者 県は、市町村、警察、消防及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民の輸送を実施する。</p> <p>b バス等の確保 県は、指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて県外バス事業者への要請により、輸送に必要な台数のバスを確保する。</p> <p>また、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、自衛隊に輸送の災害派遣を要請する。</p> <p>(ハ) バスによる避難のイメージ（略）</p>	<p>a 誘導の実施者 米子市及び境港市は、避難住民の住家から一時集結所までの徒歩による避難の誘導を実施する。</p> <p>b 誘導要領の策定 米子市及び境港市は、あらかじめ誘導要領を策定する。</p> <p>(エ) 一時集結所から避難所までの輸送</p> <p>a 輸送の実施者 県は、市町村、警察、消防及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民の輸送を実施する。</p> <p>b バス等の確保 県は、指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて県外バス事業者への要請により、輸送に必要な台数のバスを確保する。</p> <p>また、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、自衛隊の車両等による輸送支援を求める。</p> <p>(ハ) バスによる避難のイメージ（略）</p>
<p>イ J Rによる避難 J Rは、観光客などの一時滞在者及び市民の移動手段として、可能な限り定期運行を維持するとともに、バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合に、臨時列車の運行及び運行時間の延長により、補完的手段としてJ Rによる避難を実施する。</p> <p>その際、列車の行き違いができる駅に限られるなど、単線であるJ R境線の特性を考慮する必要がある。</p> <p>また、地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間を要するなどの制約を考慮する必要がある。</p> <p>J R境線の沿線地域の住民は、一時集結所から徒歩等で移動し、各駅から順次乗車し、米子駅等に輸送する。</p> <p>（状況により、米子駅等に到着後、山陰本線の列車を乗り換えて、鳥取駅及び倉吉駅等に輸送することも検討する。）</p> <p>一部は、到着駅付近からバス等により、避難所まで輸送する。</p> <p>ウ その他手段による避難（船舶、航空機） (7) 方針 バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合等に おいて、船舶及び航空機による輸送力の確保が可能な場合は、補完的</p>	<p>イ J Rによる避難 J R境線の沿線地域の住民は、各駅から順次乗車し、米子駅に輸送する。</p> <p>米子駅到着後、山陰本線の列車を乗り換えて、鳥取駅及び倉吉駅に輸送する。</p> <p>一部は、米子駅付近に設けた一時集結所からバス等により、避難所まで輸送する。</p> <p>ウ その他手段による避難（船舶、航空機） (7) 方針 バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合等に おいて、船舶及び航空機による輸送力の確保が可能な場合は、船舶及</p>

<p>手段として船舶及び航空機による避難を実施する。</p> <p>(イ) 船舶による避難 第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部等に可能な限り協力を求め、県が所有する船舶と併せ海上輸送を行う。 境港の周辺地域の住民は、一時集結所から徒歩等で移動し、港湾施設から順次乗船し、鳥取港等に輸送する。 船舶による避難にあたっては、悪天候等による影響や津波災害の場合の港湾施設等への影響を考慮する必要がある。大型船舶の場合には調達に時間がかかることや、接岸できる港湾施設が限られるなどの制約を考慮する必要がある。 なお、漁船による住民避難については実施しない（乗員の安全に係る漁船法等による規制）。</p> <p>(ウ) 航空機による避難 ヘリコプターを含む航空機が利用できる場合は、県がその使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い要配慮者等の緊急を要する避難に使用する。 航空機にあたっては、悪天候等による影響や搬送先の空港及びヘリポートにおける受入れ体制の整備や輸送手段の確保等を考慮するものとする。</p> <p>(エ) 留意事項（共通） 公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意するものとする。</p> <p>(10) 自衛隊による避難 県は、輸送力が不足する場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の輸送を行う。 輸送にあたっては、要配慮者等の緊急を要する避難に優先的に配当するものとする。</p>	<p>び航空機による避難を実施する。</p> <p>(イ) 船舶による避難 第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部に可能な限り協力を求め、県が所有する船舶と併せ、利用可能な港湾等から海上輸送を行う。</p> <p>(ウ) 航空機による避難 ヘリコプター等が利用できる場合は、県がその使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い災害時要援護者等の避難に使用する。</p>
<p>(11) 要配慮者等の避難 ア 方針 施設敷地緊急事態発生時のPAZ避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえUPZの要配慮者等の避難準備を早期に開始する。 50 kmを超える避難が要配慮者等の過重な負担となり、健康状態を悪化させないように配慮する。場合によっては30～50 km圏内の施設利用を検討する。</p>	<p>(11) 災害時要援護者等の避難 ア 方針 特定事象（原災法10条事象）発生時のPAZ発動準備があった場合、あわせて必要に応じて、UPZの災害時要援護者等の避難準備を早期に開始する。 50 kmを超える避難が災害時要援護者等の過重な負担となり、健康状態を悪化させないように配慮する。場合によっては30～50 km圏内の施設利用を検討する。</p>

<p>イ 要配慮者等の避難計画 (ア) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、要配慮者等及びそれらの施設等並びに要配慮者等の避難体制の状況を確認し、要配慮者等の避難計画を作成する。 (イ) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、要配慮者等の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に對し支援を要請する。 (ウ) 福祉車両等の特別な避難手段の確保に時間を要する場合は、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討する。また、在宅の要配慮者等についても同様の対応を検討する。 (エ) 社会福祉施設等の入所者及び医療機関等の入院患者等は、災害時要援護者は、社会福祉施設、病院等の施設が避難先となるが、県内の施設数が限られているため、県外への避難も想定する必要があることから、事前に関係県と調整するよう努める。 (オ) 移動中及び避難所におけるケアに配慮する。</p>	<p>イ 災害時要援護者等の避難計画 (ア) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、災害時要援護者等及びそれらの施設等並びに災害時要援護者等の避難体制の状況を確認し、災害時要援護者等の避難計画を作成する。 (イ) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、災害時要援護者等の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に對し支援を要請する。 (ウ) 施設入所又は入院中の災害時要援護者は、社会福祉施設、病院等の施設が避難先となるが、県内の施設数が限られているため、県外への避難も想定する必要があることから、事前に関係県と調整するよう努める。 (エ) 移動中及び避難所におけるケアに配慮する。</p>
<p>ウ 社会福祉施設等入所者の避難 (ア) 方針 緊急的な避難が必要となつた初期段階において、全ての対象者を該当の避難先社会福祉施設へ直ちに避難することが困難であるため、避難先が確保できるまで一時的に他の施設（広域福祉避難所）に避難し、受入先避難先が確保された後に最終避難先に避難する。 この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。 (イ) 避難方法 施設入所の要配慮者等については、社会福祉施設等の車両での避難を原則とするが、親族などが自家用車による避難を希望するときはこれを認める。車両が不足する場合は県が措置を行う。 (ウ) 留意事項 a 避難先として上記の例以外に、自宅がUPZ外であれば自宅へ避難させる場合もある。 b 上記の例以外に、直接、避難先社会福祉施設等（超過枠を含む）に搬送する場合がある。 (エ) 社会福祉施設等入所者避難のイメージ（略）</p>	<p>ウ 社会福祉施設等入所者の避難 (ア) 方針 緊急的な避難が必要な初期の段階で、全ての対象者を該当の避難先社会福祉施設へ直ちに避難することが困難であるため、避難先が確保できるまで一時的に他の施設（広域福祉避難所）に避難し、避難先が確保された段階で最終避難先に避難する。 (イ) 避難方法 施設入所の災害時要援護者等については、社会福祉施設等の車両での避難を原則とするが、親族などが自家用車による避難を希望するときはこれを認める。車両が不足する場合は県が措置を行う。 (ウ) 留意事項 a 避難先として上記の例以外に、原発からUPZ外であれば自宅へ避難させる場合もある。 b 上記の例以外に、直接、避難先社会福祉施設等（超過枠を含む）に搬送する場合がある。 (エ) 社会福祉施設等入所者避難のイメージ（略）</p>

<p>エ 病院の入院患者の避難</p> <p>(7) 方針</p> <p>緊急的な避難が必要となった初期段階において、全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先が確保できるまで当該病院に可能な限り滞在させるか、あるいは、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に収容し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送する。</p> <p>この際、放射線防護対策を実施した病院等医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の病院等医療機関からの受け入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断するものとする。</p> <p>なお、避難完了までに猶予時間がない事態が発生した場合は、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に移送することも考慮する。また、早期退院が可能な者については、可能であれば帰宅し、一時的な避難を行う。</p> <p>(4)病院の入院患者の避難イメージ（略）</p> <p>オ 在宅の避難行動要支援者の避難</p> <p>米子市及び境港市は、自然災害と原子力災害とを区別することなく、在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、避難に関する支援体制を構築した上で、それらを前提として速やかな避難を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った一次的広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で避難先の施設等へ避難する。</p> <p>なお、在宅の避難行動要支援者情報の管理及び使用条件等については、県と市町村とで事前に調整しておく必要がある。</p> <p>カ 外国人の避難</p> <p>外国人については、住民避難と同様に一時集結所に集結後、広域避難所へ避難するが、多言語表記等（事前対策も含む）の対応が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語表記による一時集結所の周知（防災教育がほとんど行われていない国もあることから、防災に関する知識の普及啓発も併せて実施することが必要） ・避難指示の伝達方法の検討 ・災害情報の多言語化による、被災情報等の重要な情報の提供 <p>なお、外国人の居住状況から、外国人が集中して避難することが予測される広域避難所においては、多言語スタッフ、通訳スタッフの確保等を行い、外国人に対して必要な情報を提供する等の対応が必要</p>	<p>エ 病院の入院患者の避難</p> <p>(7) 方針</p> <p>緊急的な避難が必要となる初期段階で、全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先が確保できるまで当該病院に可能な限り滞在させるか、あるいは、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に収容し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送する。</p> <p>なお、避難完了までに猶予時間がない事態が発生した場合は、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に移送することも考慮する。また、早期退院が可能な者については、可能であれば帰宅し、一時的な避難を行う。</p> <p>(4)病院の入院患者の避難イメージ（略）</p> <p>オ 在宅要支援者の避難</p> <p>米子市及び境港市は、自然災害と原発災害とを区別することなく、在宅要支援者情報を把握し、避難に関する支援体制を構築した上で、それらを前提として速やかな避難を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った一次的広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で避難先の施設等へ避難する。</p> <p>なお、在宅要支援者情報の管理及び使用条件等については、県と市町村とで事前に調整しておく必要がある。</p> <p>カ 外国人の避難</p> <p>外国人については、住民避難と同様に一時集結所に集結後、広域避難所へ避難するが、多言語表記等（事前対策も含む）の対応が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語表記による一時集結所の周知（防災教育がほとんど行われていない国もあることから、防災に関する知識の普及啓発も併せて実施することが必要） ・避難指示の伝達方法の検討 ・災害情報の多言語化による、被災情報等の重要な情報の提供 <p>なお、外国人の居住状況から、外国人が集中して避難することが予測される広域避難所においては、多言語スタッフ、通訳スタッフの確保等を行い、外国人に対して必要な情報を提供する等の対応が必要</p>
---	--

<p>である。</p> <p>キ 別紙2「要配慮者等避難計画」</p> <p>ア 方針</p> <p>避難指示が出た場合、その指示内容に従い、保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設の管理者は、生徒等全員をUPZ外に避難させることを基本とする。</p> <p>イ 避難計画の作成</p> <p>UPZ内の保育所（認可外保育施設を含む）、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校は、避難計画を作成する。</p> <p>ウ 応急教育</p> <p>要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。</p> <p>エ 別紙3「原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園の避難計画マニュアル」</p>	<p>ある。</p> <p>キ 別紙2「災害時要援護者等避難計画」</p> <p>ア 方針</p> <p>避難指示が出た場合、その指示内容に従い、保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設の管理者は、生徒等全員をUPZ外に避難させることを基本とする。</p> <p>イ 避難計画の作成</p> <p>UPZ内の保育所（認可外保育施設を含む）、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校は、避難計画を作成する。</p> <p>ウ 応急教育</p> <p>要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。</p> <p>エ 別紙3「原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園の避難計画マニュアル」</p>
<p>(13) 観光客の避難</p> <p>ア 方針</p> <p>島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や警戒事態等が発生した場合、防災行政無線や道路情報板により速やかに観光客へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、早期の帰宅を呼びかける。</p> <p>帰宅が間に合わなかった場合は、最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。</p> <p>イ 情報伝達連絡</p> <p>各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する。</p> <p>外国人観光客への情報伝達に当たっては、英語等による案内を行う。</p> <p>観光客への情報伝達体制（略）</p> <p>※ 県が、災害対策本部を設置した場合は、危機管理局が行っていた情報伝達業務を災害対策本部が引き継ぐ。</p> <p>ウ 避難の実施</p>	<p>(13) 観光客の避難</p> <p>ア 方針</p> <p>島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や特定事象等が発生した場合、防災行政無線や道路情報板により速やかに観光客へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、帰宅を呼びかける。</p> <p>帰宅が間に合わなかった場合は、最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。</p> <p>イ 情報伝達連絡</p> <p>各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する。</p> <p>外国人観光客への情報伝達に当たっては、英語等による案内を行う。</p> <p>観光客への情報伝達体制（略）</p> <p>※ 県が、災害対策本部を設置した場合は、危機管理局が行っていた情報伝達業務を災害対策本部が引き継ぐ。</p> <p>ウ 避難の実施</p>

観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者は、それぞれの移動手段を用いてすみやかに帰宅する。
 その他、移動手段がない観光客や、路線バス・列車等が利用出来ない場合は、地域住民とともに避難を行う。
 3 各機関の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、主としての避難に関するものを記載している。その他災害時共通のものは、鳥取県地域防災計画に記載されているものとする。

(1) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	1. 県内における原子力災害に関する総合調整 2. 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等） 3. 一時集結所から避難所までの住民の輸送 4. 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整） 5. 一時集結所から避難所までのルート決定 6. 広域避難所運営の統轄 7. 広域避難所（県営）の指定 8. 広域避難所（県営）の開設、運営 9. 住民の避難（広域輸送） 10. 緊急時モニタリング（放射線の監視測定） 11. 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備 12. 避難住民のスクリーニング、除染及び被ばく医療 13. 広報、情報伝達 14. その他必要な措置 1. 避難指示の伝達
米子市	1. 避難指示の伝達

観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者については、それぞれの移動手段によりすみやかに帰宅する。
 その他、移動手段がない観光客や、路線バス・列車等が利用出来ない場合は、地域住民の行動に準じた避難を行う。
 3 各機関の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、主としての避難に関するものを記載している。その他災害時共通のものは、鳥取県地域防災計画に記載されているものとする。

(3) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	1. 県内における原子力災害に関する総合調整 2. 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等） 3. 一時集結所から避難所までの住民の輸送 4. 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整） 5. 一時集結所から避難所までのルート決定 6. 広域避難所運営の統轄 7. 広域避難所（県営）の指定 8. 広域避難所（県営）の開設、運営 9. 住民の避難（広域輸送） 10. 緊急時モニタリング（放射線の監視測定） 11. 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備 12. 避難住民のスクリーニング、除染及び被ばく医療 13. 広報、情報伝達 14. その他必要な措置 1. 避難指示の伝達
米子市	1. 避難指示の伝達

<p>境港市</p>	<p>2. 一時集結所の選定、運営 3. 一時集結所までの住民の誘導 4. 住民への事前周知、伝達、広報（放射線防護に係る広報を含む。） 5. 避難行動要支援者名簿の作成 6. 緊急時モニタリングの支援 7. 避難住民名簿の作成、安否確認、避難状況の問合せ対応 8. 避難先地域が行う広域避難所の運営支援 9. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 10. 避難住民のスクリーニング、除染の支援 11. 避難住民への行政サービスの提供 12. 要配慮者等の避難体制の整備 13. 避難所までの要配慮者等の避難支援者等による同行 14. その他必要な措置</p>	<p>境港市</p>	<p>2. 一時集結所の選定、運営 3. 一時集結所までの住民の誘導 4. 住民への事前周知、伝達、広報（放射線防護に係る広報を含む。） 5. 避難行動要支援者名簿の作成 6. 緊急時モニタリングの支援 7. 避難住民名簿の作成、安否確認、避難状況の問合せ対応 8. 避難先地域が行う広域避難所の運営支援 9. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 10. 避難住民のスクリーニング、除染の支援 11. 避難住民への行政サービスの提供 12. 要配慮者等の避難体制の整備 13. 避難所までの要配慮者等の避難支援者等による同行 14. その他必要な措置</p>	<p>境港市</p>
<p>米子市及び境港市以外の市町村（避難住民受入市町村）</p>	<p>1. 米子市及び境港市への支援 2. 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営 3. 境港市役所の移転への支援 4. 避難手段（市町村バス等）の提供協力 5. 避難誘導等に対する職員の動員 6. 緊急時モニタリングの支援 7. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 8. 避難住民のスクリーニング、除染の支援 9. 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供</p>	<p>米子市及び境港市以外の市町村（避難住民受入市町村）</p>	<p>1. 米子市及び境港市への支援 2. 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営 3. 境港市役所の移転への支援 4. 避難手段（市町村バス等）の提供協力 5. 避難誘導等に対する職員の動員 6. 緊急時モニタリングの支援 7. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 8. 避難住民のスクリーニング、除染の支援 9. 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供</p>	<p>米子市及び境港市以外の市町村（避難住民受入市町村）</p>
<p>指定地方行政機</p>	<p>1. 海上保安部 2. 海上モニタリングの支援 3. 海上における緊急輸送 1. 気象状況等の把握及び解析 2. E.M.Cの支援</p>	<p>境海上保安部 鳥取地方気象台</p>	<p>1. 海難救助、海上における安全確保及び治安の確保、船舶交通の規制 2. 海上モニタリングの支援 3. 海上における緊急輸送 1. 気象状況等の把握及び解析 2. E.M.Cの支援</p>	<p>指定地方行政機</p>

関 消 防 機 関	鳥取県東部広域行政管理局、鳥取中部ふると広域連合消防局、鳥取県西部広域行政管理局	1. 負傷者の搬送 2. 情報の収集分析 3. 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保 4. 関係機関との連絡	鳥取県東部広域行政管理局、鳥取中部ふると広域連合消防局、鳥取県西部広域行政管理局	1. 負傷者の搬送 2. 情報の収集分析 3. 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保 4. 関係機関との連絡
自 衛 隊	陸上自衛隊第8普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、航空自衛隊第3輸送航空隊、自衛隊鳥取地方協力本部	1. 緊急時モニタリングの支援（空中、海上） 2. 緊急輸送の支援 3. 要配慮者等の車両への搬送支援 4. スクリューニング、除染の支援 5. 給水、給食等	陸上自衛隊第8普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、航空自衛隊第3輸送航空隊、自衛隊鳥取地方協力本部	1. 緊急時モニタリングの支援（空中、海上） 2. 緊急輸送の支援 3. 災害時要援護者等の車両への搬送支援 4. スクリューニング、除染の支援 5. 給水、給食等
指 定 公 共 機 関	中国電力(株)	1. 原子力災害等に係る情報提供 2. 汚染拡大防止措置及び災害の普及 3. 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 4. 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 5. 県、米子市及び境港市が実施する原子力防災に対する積極的な全面協力 6. スクリューニング、除染の支援	中国電力(株)	1. 原子力災害等に係る情報提供 2. 汚染拡大防止措置及び災害の普及 3. 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 4. 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 5. 県、米子市及び境港市が実施する原子力防災に対する積極的な全面協力 6. スクリューニング、除染の支援
	日本放送協会 西日本旅客鉄道(株)	1. 住民等に対する避難情報の放送 1. 避難住民の輸送及び緊急物資の輸送	日本放送協会 西日本旅客鉄道(株)	1. 住民等に対する避難情報の放送 1. 避難住民の輸送及び緊急物資の輸送
	KDDI(株) (株)NTTドコモ	1. 通信の確保及び防護対策の実施に必要な通信の優先的取扱い 2. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置 3. 避難情報の配信 1. 避難用バスの確保 2. 避難住民の輸送 1. 緊急物資の輸送	KDDI(株) (株)NTTドコモ	1. 通信の確保及び防護対策の実施に必要な通信の優先的取扱い 2. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置 3. 避難情報の配信 1. 避難用バスの確保 2. 避難住民の輸送 1. 緊急物資の輸送
指 定 地	(一社)鳥取県バス協会 (一社)鳥取県トラ	1. 避難用バスの確保 2. 避難住民の輸送 1. 緊急物資の輸送	(一社)鳥取県バス協会 (一社)鳥取県トラ	1. 避難用バスの確保 2. 避難住民の輸送 1. 緊急物資の輸送

<p>方公共機関</p>	<p>ック協会 (公社)鳥取県医師会 (公社)鳥取県看護協会 日本海テレビジョン放送(株) (株)山陰放送 山陰中央テレビジョン放送(株) (株)エフエム山陰</p> <p>1. 医療救護の実施</p> <p>1. 住民等に対する避難情報の放送</p>	<p>方公共機関</p>	<p>ック協会 鳥取県医師会 鳥取県看護協会 日本海テレビジョン放送(株) (株)山陰放送 山陰中央テレビジョン放送(株) (株)エフエム山陰</p> <p>1. 医療救護の実施</p> <p>1. 住民等に対する避難情報の放送</p>
<p>その他公的団体</p>	<p>(一社)鳥取県歯科医師会 (一社)鳥取県薬剤師会 鳥取県社会福祉協議会 (一社)鳥取県ケーブリング協会</p> <p>1. 医療救護の実施</p> <p>1. ボランティアの受け入れ及び派遣</p> <p>1. 住民等に対する避難情報の放送</p>	<p>その他公的団体</p>	<p>鳥取県歯科医師会 鳥取県薬剤師会 鳥取県社会福祉協議会 鳥取県ケーブリング協会</p> <p>1. 医療救護の実施</p> <p>1. ボランティアの受け入れ及び派遣</p> <p>1. 住民等に対する避難情報の放送</p>
<p>(2) 県庁の各部署等</p>		<p>(4) 県庁の各部署等</p>	
<p>未来づくり推進局</p>	<p>事務局又は業務 ※上段は、原子力災害対策特有のもの</p> <p>1. 避難に関する広報 2. 災害対策の広報 3. 住民等からの問合せに対する対応 4. 報道機関との連絡調整、放送要請 5. 避難所運営に係るボランティアの受け入れ調整 6. 県民からの県政に係る一般広聴</p>	<p>未来づくり推進局</p>	<p>事務局又は業務 ※上段は、原子力災害対策特有のもの</p> <p>1. 避難に関する広報 2. 災害対策の広報 3. 住民等からの問合せに対する対応 4. 報道機関との連絡調整、放送要請 5. 避難所運営に係るボランティアの受け入れ調整 6. 県民からの県政に係る一般広聴</p>
<p>危機管理局</p>	<p>事務局又は業務 ※上段は、原子力災害対策特有のもの</p> <p>1. 避難等の指示 2. 緊急時モニタリング実施計画の作成と修正 3. 被害情報の収集及び通信連絡の総括 4. 災害対策本部の運営 5. 災害対策本部事務局の業務</p>	<p>危機管理局</p>	<p>事務局又は業務 ※上段は、原子力災害対策特有のもの</p> <p>1. 避難等の指示 2. 緊急時モニタリング実施計画の作成と修正 3. 被害情報の収集及び通信連絡の総括 4. 災害対策本部の運営 5. 災害対策本部事務局の業務</p>

<p>総務部</p>	<p>6. 災害対策本部における通信施設の保全 7. 自衛隊、海保との連絡調整 8. 消防防災ヘリコプターの運用 9. その他、避難に関する総合調整</p> <p>1. 広域避難所運営の総括 2. 広域避難所（県営）の開設、運営 3. 損害賠償 4. 災害時緊急支援チームの派遣 5. 職員災害応援隊の派遣 6. 公有財産の管理 7. 庁舎の管理、運用、調査 8. 職員の服務、給与 9. 職員の動員、派遣要請、受入 10. 職員の安否、補償 11. 人権擁護の確保 12. 県議会 13. 関東・関西・東海地区所在県外本部等との連絡調整、情報収集</p>	<p>6. 災害対策本部における通信施設の保全 7. 自衛隊、海保との連絡調整 8. 消防防災ヘリコプターの運用 9. その他、避難に関する総合調整</p> <p>1. 広域避難所運営の総括 2. 広域避難所（県営）の開設、運営 3. 損害賠償 4. 災害時緊急支援チームの派遣 5. 職員災害応援隊の派遣 6. 公有財産の管理 7. 庁舎の管理、運用、調査 8. 職員の服務、給与 9. 職員の動員、派遣要請、受入 10. 職員の安否、補償 11. 人権擁護の確保 12. 県議会 13. 関東・関西・東海地区所在県外本部等との連絡調整、情報収集</p>
<p>企画部</p>	<p>1. 輸送手段（県・市町村等の保有する車両含む）の確保 2. 輸送業務 3. 安否情報（外国人を含む）の収集・問い合わせ 4. 市町村の業務継続計画運用の支援の総括 5. 鳥取情報ハイウェイに関すること 6. 私立学校への情報の伝達 7. 市町村の行財政運営に関すること 8. 広域避難所（市町村営）の運営状況把握・連絡</p>	<p>1. 輸送手段（県・市町村等の保有する車両含む）の確保 2. 輸送業務 3. 安否情報（外国人を含む）の収集・問い合わせ 4. 市町村の業務継続計画運用の支援の総括 5. 鳥取情報ハイウェイに関すること 6. 私立学校への情報の伝達 7. 市町村の行財政運営に関すること 8. 広域避難所（市町村営）の運営状況把握・連絡</p>
<p>文化観光局</p>	<p>1. 観光客に対する情報伝達、避難、救援 2. 災害時要援護者等（うち外国人）に対する情報伝達、避難、救援 3. 観光施設等との連絡調整</p>	<p>1. 観光客に対する情報伝達、避難、救援 2. 要配慮者（うち外国人）に対する情報伝達、避難、救援 3. 観光施設等との連絡調整</p>
<p>福祉保健部</p>	<p>1. 安定ヨウ素剤の予防的投与体制の整備 2. 避難住民のスクリーニング、除染 3. 災害時要援護者等（外国人を除く）の避難支援 4. 災害時要援護者等の輸送手段の確保 5. 医療救護対策本部の設置、管理、運営 6. 医療（被ばく医療を含む。）、医薬品の調達</p>	<p>1. 安定ヨウ素剤の予防的投与体制の整備 2. 避難住民のスクリーニング、除染 3. 要配慮者等（外国人を除く）の避難支援 4. 要配慮者等の輸送手段の確保 5. 医療救護対策本部の設置、管理、運営 6. 医療（被ばく医療を含む。）、医薬品の調達</p>

	<p>7. 保健衛生、健康相談 8. 医療機関の把握（患者情報を含む） 9. 災害ボランティア等の支援に関する総合調整 10. 災害救助法 11. 要配慮者等対策本部の設置、管理、運営</p>	
<p>生活環境部</p> <p>1. 環境の除染等 2. E.M.Cの設置、管理、運営 3. 平常時モニタリング 4. 入浴施設、トイレの確保 5. 応急給水 6. 応急仮設住宅の供給 7. 公営住宅の調査 8. 恒久住宅の提供 9. 生活関連物資の調達・供給 10. ペット（家庭動物）の扱い 11. 食品衛生、食中毒防止対策</p>	<p>生活環境部</p> <p>1. 環境の除染等 2. E.M.Cの設置、管理、運営 3. 平常時モニタリング 4. 入浴施設、トイレの確保 5. 応急給水 6. 応急仮設住宅の供給 7. 公営住宅の調査 8. 恒久住宅の提供 9. 生活関連物資の調達・供給 10. ペット（家庭動物）の扱い 11. 食品衛生、食中毒防止対策</p>	
<p>商工労働部</p> <p>1. トラックその他物資輸送手段の確保、手配</p>	<p>商工労働部</p> <p>1. トラックその他物資輸送手段の確保、手配</p>	
<p>農林水産部</p> <p>1. 食糧の確保（流通）及びあわせん 2. 家畜の取扱い 3. 農林水産業団体との連絡調整 4. 具有船舶の運用・調整</p>	<p>農林水産部</p> <p>1. 食糧の確保（流通）及びあわせん 2. 家畜の取扱い 3. 農林水産業団体との連絡調整 4. 具有船舶の運用・調整</p>	
<p>県土整備部</p> <p>1. 道路状況の把握 2. 道路啓開、通行確保 3. 空港、港湾、漁港施設等の把握、確保 4. 公共土木施設用地の供与、土地等の使用 5. 建設用資機材の調達</p>	<p>県土整備部</p> <p>1. 道路状況の把握 2. 道路啓開、通行確保 3. 空港、港湾、漁港施設等の把握、確保 4. 公共土木施設用地の供与、土地等の使用 5. 建設用資機材の調達</p>	
<p>会計管理者</p> <p>1. 住民避難に要する費用の出納及び物品の購入契約 2. 具有車両の運用、調整</p>	<p>会計管理者</p> <p>1. 住民避難に要する費用の出納及び物品の購入契約 2. 具有車両の運用、調整</p>	
<p>企業局</p> <p>1. 県営発電施設の把握及び運転確保 2. 県営工業用水施設の把握及び保全</p>	<p>企業局</p> <p>1. 県営発電施設の把握及び運転確保 2. 県営工業用水施設の把握及び保全</p>	
<p>病院局</p> <p>1. 県立病院での被ばく医療 2. 県立病院救護班派遣可能状況の確認 3. 県立病院への患者受入可能状況の確認</p>	<p>病院局</p> <p>1. 県立病院での被ばく医療 2. 県立病院救護班派遣可能状況の確認 3. 県立病院への患者受入可能状況の確認</p>	
<p>教育委員会</p> <p>1. 避難児童及び生徒の救護 2. 避難所の確保、開設、運営に関する協力</p>	<p>教育委員会</p> <p>1. 避難児童及び生徒の救護 2. 避難所の確保、開設、運営に関する協力</p>	

<p>3. 学校の避難計画作成支援 4. 公立学校等への情報の伝達</p> <p>西部総合事務所 1. 現地災害対策本部の設置 (西部) 2. 原子力発電所の現地確認 3. OFCへの要員派遣 4. 鳥根県庁への連絡員派遣 5. モニタリング 6. 市町村との連絡調整 7. 庁舎の管理、運用、調査</p>	<p>3. 学校の避難計画作成支援 4. 公立学校等への情報の伝達</p> <p>西部総合事務所 1. 現地災害対策本部の設置 (西部) 2. 原子力発電所の現地確認 3. OFCへの要員派遣 4. 鳥根県庁への連絡員派遣 5. モニタリング 6. 市町村との連絡調整 7. 庁舎の管理、運用、調査</p>
<p>総合事務所 1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町村との連絡調整 3. 職員応援体制の整備 4. 庁舎の管理、運用、調査</p>	<p>総合事務所 1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町村との連絡調整 3. 職員応援体制の整備 4. 庁舎の管理、運用、調査</p>
<p>共通 (注) 業務分担については、部局本来の業務以外のものについて、割り振ることがある。</p>	<p>共通 (注) 業務分担については、部局本来の業務以外のものについて、割り振ることがある。</p>
<p>警察本部 1. 避難等防災広報 2. 交通規制 3. 避難住民の誘導・指示 4. 避難対象地域・避難施設等の治安維持 5. 被災者の支援と情報収集 等</p>	<p>警察本部 1. 避難等防災広報 2. 交通規制 3. 避難住民の誘導・指示 4. 避難対象地域・避難施設等の治安維持 5. 被災者の支援と情報収集 等</p>
<p>4 避難の支援方法 (1) 物資等の供給 ア (略) イ 物資等の供給 イ 必要量の決定 県は、必要な物資等の数量について、各市町村からとりまとめて決定し、備蓄量との調整を図り、その取得量と取得方法を確定する。 (イ) 取得 県は、広域避難所において必要な物資等を一括購入、あるいは、国、他都道府県等に支援を要請する。</p>	<p>4 避難の支援方法 (1) 物資等の供給 ア (略) イ 物資等の供給 イ 必要量の決定 県は、必要な物資等の数量について、各市町村からとりまとめて決定し、備蓄量との調整を図り、その取得量と取得方法を確定する。 (イ) 取得 県は、広域避難所において必要な物資等を一括購入、あるいは、国、他都道府県等に支援を要請する。</p>

<p>(ウ) 配布 県は、取得した物資等補給品を各広域避難所に配布する。 市町村が運営する広域避難所における生活関連物資等に配布する。市町村が設定した物資集積所に配送し、市町村が、避難住民等に配布する。</p> <p>(エ) 留意事項 a 物資等の配布の対象者は、避難指示等に基づく避難所あるいは退避場所にいる避難住民等とするが、避難地域以外の自主避難住民の存在にも留意する。 b 屋内退避地域における物資等の配布に当たっては、配布の方法に留意する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 輸送 ア～カ (略)</p> <p>キ 輸送に関する計画 (ア) 輸送計画 a 輸送力の配分 一定期間の輸送の根拠となるもの。 b 輸送経路 交通規制の実施の基礎となるもの。 c 輸送の実施 輸送力の配分、輸送経路に基づいて作成する。陸路を中心とした、避難住民と物資の輸送に関する細部の実施要領を定める。 輸送方法は、直通輸送、中継輸送、折返し輸送とし、地形、事態の状況により適切な輸送実施方法を計画する。</p> <p>(イ) 交通規制計画 避難住民の輸送等のルートを確保するため、県の輸送計画に基づき、広域的交通管理体制の整備に努める。</p> <p>(ウ) 避難実施要領 米子市及び境港市は、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領を作成する。 作成に当たっては、要配慮者等への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮する。</p>	<p>(ウ) 配布 県は、取得した物資等補給品を各広域避難所に配布する。 市町村が運営する広域避難所における生活関連物資等については、各市町村が設定した物資集積所に配送し、市町村が、避難住民等に配布する。</p> <p>(エ) 留意事項 a 物資等の配布の対象者は、避難指示等に基づく避難所あるいは退避場所にいる避難住民等とするが、避難地域以外の自主避難住民の存在にも留意する。 b 屋内退避地域における物資等の配布に当たっては、配布の方法に留意する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 輸送 ア～カ (略)</p> <p>キ 輸送に関する計画 (ア) 輸送計画 a 輸送力の配分 一定期間の輸送の根拠となるもの。 b 輸送経路 交通規制の実施の基礎となるもの。 c 輸送の実施 輸送力の配分、輸送経路に基づいて作成する。陸路を中心とした、避難住民と物資の輸送に関する細部の実施要領を定める。 輸送方法は、直通輸送、中継輸送、折返し輸送とし、地形、事態の状況により適切な輸送実施方法を計画する。</p> <p>(イ) 交通規制計画 避難住民の輸送等のルートを確保するため、県の輸送計画に基づき、広域的交通管理体制の整備に努める。</p> <p>(ウ) 避難実施要領 米子市及び境港市は、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領を作成する。 作成に当たっては、災害時要援護者等への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮する。</p>
---	---

<p>避難指示の発出がされた場合は、直ちに、県及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領を修正し使用する。</p> <p>ク 輸送の実施 (7) 輸送業務 県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。</p> <p>(4) 広域交通管理体制の確保 a 交通規制の実施 警察は、避難住民輸送等にかかるバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において交通誘導等を行う。 警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。</p> <p>b 交通路の確保 県は、主要な橋梁、トンネル等危険箇所を把握し、啓開作業を実施する等警察とともに交通路の確保を行う。 各道路管理者は、工事箇所の仮復旧を行い、交通を開放する。</p> <p>c 給水、救護施設等の場等の確保 県は、避難経路に、給水、給油、救護、トイレを確保する。 要配慮者等の輸送</p> <p>ケ 輸送の実施 県は、県があらかじめ定める要配慮者等の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の輸送方法を必要とする者の輸送を一元的に行う。</p> <p>(4) 輸送の手続 県は、市町村の状況に基づき、要配慮者等の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。</p> <p>市町村は、輸送対象者を要配慮者等の輸送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、要配慮者等の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。</p> <p>(7) 輸送の方法 輸送は、①車両、列車等による地上輸送、②船舶による海上輸送、③航空機による航空輸送により実施する。 この際、事態の状況、患者の状況、地形・気象、輸送網の状態、輸送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、</p>	<p>避難指示の通知を受けた場合は、直ちに、県及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領を修正し使用する。</p> <p>ク 輸送の実施 (7) 輸送業務 県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。</p> <p>(4) 広域交通管理体制の確保 a 交通規制の実施 警察は、避難住民輸送等にかかるバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において交通誘導等を行う。 警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。</p> <p>b 交通路の確保 県は、主要な橋梁、トンネル等危険箇所を把握し、啓開作業を実施する等警察とともに交通路の確保を行う。</p> <p>c 給水、救護施設等の場等の確保 県は、避難経路に、給水、給油、救護、トイレを確保する。 災害時要援護者等（傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等）の輸送</p> <p>(7) 輸送の実施 県は、県があらかじめ定める災害時要援護者等の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の輸送方法を必要とする人の輸送を一元的に行う。</p> <p>(4) 輸送の手続 県は、市町村の状況に基づき、災害時要援護者等の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。</p> <p>市町村は、輸送対象者を災害時要援護者等の輸送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、災害時要援護者等の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。</p> <p>(7) 輸送の方法 輸送は、①車両、列車等による地上輸送、②船舶による海上輸送、③航空機による航空輸送により実施する。 この際、事態の状況、患者の状況、地形・気象、輸送網の状態、輸送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、</p>
---	---

<p>快適かつ能率的な輸送を行う。 コ 別紙5「輸送計画」</p> <p>(3) 医療の提供 ア (略) イ 治療、搬送 (7) 緊急被ばく医療活動 a 避難所等における対応 県及び市町村は、関係機関の協力を得て、必要に応じて救護所を指定し、避難住民等を対象とした軽度の外傷等に対する応急処置を行う。 b 初期被ばく医療機関における対応 汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して一般の救急医療の対象となる傷病への対応を行う。 c 二次被ばく医療機関における対応 初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を、必要に応じて入院診療により行う。 d 三次被ばく医療機関への搬送 県は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療が必要な患者について、三次被ばく医療機関と受入を調整する。 県は、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。 (4) 医療機関への搬送 a 被ばく患者の搬送に際しては、必要な防護措置を実施するとともに、搬送者の基本情報及び汚染の程度等の情報を医療機関に情報提供 する。 b 島根原子力発電所の作業員等の被ばく患者の搬送に際しては、原子力事業者は放射線管理要員を被ばく患者に随行させる。 ウ スクリーニング 県は、UPZ外の主要経路沿い等にスクリーニング会場を設置し、避難住民のスクリーニングを行い、避難住民を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及び必要に応じて簡易な除染を行う。 また、主要経路沿い等でスクリーニングを実施しなかつた避難住民については、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行う。 国のスクリーニングの検討を踏まえて実施方法をさらに検討する。</p>	<p>快適かつ能率的な輸送を行う。 コ 別紙5「輸送計画」</p> <p>(3) 医療の提供 ア (略) イ 治療、搬送 (7) 緊急被ばく医療活動 a 避難所等における対応 県及び市町村は、関係機関の協力を得て、必要に応じて救護所を指定し、避難住民等を対象とした軽度の外傷等に対する応急処置を行う。 b 初期被ばく医療機関における対応 汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して一般の救急医療の対象となる傷病への対応を行う。 c 二次被ばく医療機関における対応 初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を、必要に応じて入院診療により行う。 d 三次被ばく医療機関への搬送 県は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療が必要な患者について、三次被ばく医療機関と受入を調整する。 県は、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。 (4) 医療機関への搬送 a 被ばく患者の搬送に際しては、必要な防護措置を実施するとともに、汚染の程度等の情報を医療機関に情報提供する。 b 島根原子力発電所の作業員等の被ばく患者の搬送に際しては、原子力事業者は放射線管理要員を被ばく患者に随行させる。 ウ スクリーニング 県は、UPZ外の主要経路沿い等にスクリーニング会場を設置し、避難住民のスクリーニングを行い、避難住民を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及び必要に応じて簡易な除染を行う。 また、主要経路沿い等のスクリーニング会場を通してなかつた避難住民については、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行う。 国のスクリーニングの検討を踏まえて実施方法をさらに検討する。</p>
---	--

<p>エ 安定ヨウ素剤の服用 安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実施態勢を確保するため、県は、国、市町村等と連携し、一時集結所等において、別に定める「鳥取県安定ヨウ素剤の備蓄・緊急時予防服用計画」に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の投与を行う。 なお、県は安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(4) 避難所 ア 避難施設の指定 (7) 避難所 県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。 (1) コンクリート屋内退避施設 米子市及び境港市は、コンクリート屋内退避施設の整備（指定）を行う。 県は、早期の避難が困難が住民等が一時的に退避できる施設の整備を支援する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 福祉避難所の設置 避難先市町村は、要配慮者等の避難のため、福祉避難所をあらかじめ指定し、必要に応じて、旅館、ホテル等の施設利用を検討する。</p> <p>(5) 仮設住宅等 (略) (6) 応援、受援 (略) (7) 応急教育 (略) (8) 安否確認 (略)</p>	<p>エ 安定ヨウ素剤の服用 安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実態勢を確保するため、県は、国、市町村等と連携し、一時集結所等において、別に定める「安定ヨウ素剤服用基準（仮称）」に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の投与を行う。 なお、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意の事前周知等については、国の安定ヨウ素剤服用等の検討を踏まえて実施方法等をさらに検討する。</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(4) 避難所 ア 避難施設の指定 (7) 避難所 県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。 (1) コンクリート屋内退避施設 米子市及び境港市は、コンクリート屋内退避施設の整備（指定）を行う。 県は、早期の避難が困難が住民等が一時的に待避できる施設の整備を支援する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 福祉避難所の設置 避難先市町村は、災害時要援護者等の避難のため、福祉避難所をあらかじめ指定し、必要に応じて、旅館、ホテル等の施設利用を検討する。</p> <p>(5) 仮設住宅等 (略) (6) 応援、受援 (略) (7) 応急教育 (略) (8) 安否確認 (略)</p>
--	---

<p>(9) 警備 (略)</p> <p>(10) 広報・情報伝達 ア 方針</p> <p>県は、広報に関する国等との役割分担に基づき、避難指示、緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、関係機関を通じて情報伝達、地元報道機関、インターネット等の多様なメディア等を駆使して、正確かつ、わかりやすい内容で迅速に広報する。</p> <p>この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移と住民のニーズへの対応、<u>要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。</u></p>	<p>(9) 警備 (略)</p> <p>(10) 広報・情報伝達 ア 方針</p> <p>県は、広報に関する国等との役割分担に基づき、避難指示、緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、関係機関を通じて情報伝達、地元報道機関、インターネット等の多様なメディア等を駆使して、正確かつ、わかりやすい内容で迅速に広報する。</p> <p>この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移と住民のニーズへの対応、<u>災害時要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。</u></p>
<p>イ (略)</p> <p>ウ 住民への情報提供</p> <p>県は、オフサイトセンターで情報の集約や整理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供する。</p> <p>広報・報道担当者を明確にし、対外的に情報の一元的窓口を設置する。関係機関と役割分担を行い、重層的かつ漏れない広報を実施する。屋内避難や避難の指示など重要なものについては確実に伝達できる体制や機器を整備する。</p> <p>エ 広報体制の整備</p> <p>(7) 情報の収集</p> <p>県は、国、島根県、市町村及び防災関係機関等と連携し、災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する情報を収集・整理し、県各部署と情報共有する。</p> <p>(4) 情報の発信</p> <p>災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理する。</p> <p>県は、原子力災害の影響は五感に感じられないなどの特殊性を勘案し、避難時における住民等の心理的動揺や混乱をできるだけ低くし、円滑な避難行動に繋げるため、住民等に対して災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する広報を行う。</p> <p>(7) 広報手段</p> <p>ホームページ（携帯電話でも利用可能）、あんしんトリピーメール、ツイッター等により行うとともに、テレビやラジオ、新聞などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行う。避難所にいる避難住民への広報（情報提供）は、広域避難所の管理系</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ 住民への情報提供</p> <p>県は、オフサイトセンターで情報の集約や整理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供する。</p> <p>広報・報道担当者を明確にし、対外的に情報の一元的窓口を設置する。関係機関と役割分担を行い、重層的かつ漏れない広報を実施する。屋内退避や避難の指示など重要なものについては確実に伝達できる体制や機器を整備する。</p> <p>エ 広報体制の整備</p> <p>(7) 情報の収集</p> <p>県は、国、島根県、市町村及び防災関係機関等と連携し、災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する情報を収集・整理し、県各部署と情報共有する。</p> <p>(4) 情報の発信</p> <p>災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理する。</p> <p>県は、原子力災害の影響は五感に感じられないなどの特殊性を勘案し、避難時における住民等の心理的動揺や混乱を防ぎ、円滑な避難行動に繋げるため、住民等に対して災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する広報を行う。</p> <p>(7) 広報手段</p> <p>ホームページ（携帯電話でも利用可能）、あんしんトリピーメール、ツイッター等により行うとともに、テレビやラジオ、新聞などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行う。避難所にいる避難住民への広報（情報提供）は、広域避難所の管理系</p>

<p>による広報も行う。</p> <p>(エ) 複合災害における強靱な情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報対象に応じた広報手段の採用 ・ 情報伝達手段の複層化 ・ 平素の情報伝達手段の活用 <p>オ 別紙9「広報・情報伝達計画」</p> <p>(11) 問い合わせ窓口の開設 (略)</p> <p>(12) 損害賠償</p> <p>県は、関係機関と連携し、損害賠償の迅速な実施に対する要望、原子力損害賠償等に関する相談窓口を設置等、被災者が行う損害賠償を間接的に支援する。</p> <p>(13) 会計等 (略)</p> <p>(14) 安全管理</p> <p>ア 防災業務関係者の安全管理</p> <p>県は、防災対策に従事する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに県の職員の被ばく管理を適切に行う。</p> <p>イ 民間企業の運転手等の安全管理</p> <p>県は、運送事業者に対して避難住民の輸送を求めめる場合、運転手等の安全確保に配慮するものとする。また、運送事業者は、運転手等の被ばく線量が年間1ミリシーベルト(実効線量)を越えないよう管理するものとする。</p> <p>5 避難実施体制</p> <p>(1) 危機管理体制</p> <p>ア 災害警戒本部の設置</p> <p>島根原子力発電所より、警戒事象発生の通報があった場合等、災害警戒本部及び緊急時モニタリングセンター(県EMC)を設置する。</p> <p>イ 災害対策本部の設置等</p> <p>(ア) 災害警戒本部</p> <p>県は、施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、知事を本部長とする災害</p>	<p>統による直接広報も使用する。</p> <p>(エ) 複合災害における強靱な情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報対象に応じた広報手段の採用 ・ 情報伝達手段の複層化 ・ 平素の情報伝達手段の活用 <p>オ 別紙9「広報・情報伝達計画」</p> <p>(11) 問い合わせ窓口の開設 (略)</p> <p>(12) 損害賠償</p> <p>ア 県は、関係機関と連携し、損害賠償の迅速な実施に対する要望、原子力損害賠償等に関する相談窓口を設置等、被災者が行う損害賠償を間接的に支援する。</p> <p>イ 別紙10「損害賠償計画」</p> <p>(13) 会計等 (略)</p> <p>5 避難実施体制</p> <p>(1) 危機管理体制</p> <p>ア 災害警戒本部の設置</p> <p>島根原子力発電所より、警戒事象発生の通報があった場合等、災害警戒本部及び緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。</p> <p>イ 災害対策本部の設置等</p> <p>(ア) 災害警戒本部</p> <p>県は、特定事象発生等の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、知事を本部長とする災害対策本部</p>
--	---

<p>対策本部を県庁災害対策本部室（第二庁舎3階）に設置する。</p> <p>(4) 災害対策本部の下部組織の設置 災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力安全対策班を設置する。 緊急時モニタリングセンター（県EMC）を災害対策本部の下部組織に移管する。 医療救護対策本部及び要配慮者等対策本部を災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。</p> <p>(7) 現地災害対策本部 災害対策本部を設置した場合、あわせて西部総合事務所に、副知事を長とする現地災害対策本部を設置する。</p> <p>(8) 原子力災害合同対策協議会 OFCに原子力災害現地対策本部が設置された場合、統轄監は、原子力災害合同対策協議会に出席し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。</p> <p>(4) 災害対策本部地方支部 災害対策本部が設置された場合、西部総合事務所を除く総合事務所に地方支部を設置する。 各地方支部は、当該管轄における防護措置と避難住民の支援を行う。</p> <p>(4) 災害対策本部の編成（略）</p> <p>ウ 国の原子力災害対策本部等との連携（略）</p> <p>エ 島根原子力発電所への立入調査（現地確認） 警戒事態発生時の通報等があった場合、島根県と連携し、島根原子力発電所にすみやかに立入調査（現地確認）のための職員を派遣する。 まず、鳥取県西部総合事務所より職員を派遣し、同時に本庁（原子力安全対策課）から要員を派遣する。 オ OFCへの要員派遣 (7)方針 警戒事態が発生した場合、OFCに運営要員を派遣する。また、県の災害対策本部の設置にあわせて、統轄監をOFCに派遣する。 (1)統轄監</p>	<p>を県庁災害対策本部室（第二庁舎3階）に設置する。</p> <p>(4) 災害対策本部の付属機関等の設置 災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力安全対策班を設置する。 緊急時モニタリングセンター（EMC）を災害対策本部の下部組織に移管する。 医療救護対策本部及び災害時要配慮者等対策本部を災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。</p> <p>(7) 現地災害対策本部 災害対策本部を設置した場合、あわせて西部総合事務所に、副知事を長とする現地災害対策本部を設置する。</p> <p>(8) 原子力災害合同対策協議会 OFCに原子力災害現地対策本部が設置された場合、統轄監は、原子力災害合同対策協議会に出席し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。</p> <p>(4) 現地調整所 統轄監は、島根県との防護措置について、整合性と円滑性を確保するため、オフサイトセンターに現地調整所を設置し、避難、モニタリング、広報等について、調整メカニズムを通じて緊密に調整する。</p> <p>(4) 災害対策本部地方支部 災害対策本部が設置された場合、西部総合事務所を除く総合事務所に地方支部を設置する。 各地方支部は、当該管轄における防護措置と避難住民の支援を行う。</p> <p>(5) 災害対策本部の編成（略）</p> <p>ウ 国の原子力災害対策本部等との連携（略）</p> <p>エ 島根原子力発電所の立入検査（調査） 警戒事態発生時の通報等があった場合、島根県と連携し、島根原子力発電所にすみやかに立入検査のための職員を派遣する。 まず、鳥取県西部総合事務所より職員を派遣し、同時に本庁（原子力安全対策室）から要員を派遣する。 オ OFCへの要員派遣 (7)方針 警戒事態が発生した場合、OFCに運営要員を派遣する。また、県の災害対策本部の設置にあわせて、統轄監をOFCに派遣する。 (1)統轄監</p>
---	--

統轄監は、原子力合同対策協議会、現地事故対策連絡会議へ参加し、県の代表として、OFC参加機関との防災対策の協議および総合調整を行う。また、OFC内に鳥取県ブースを設置する。
 このため、統轄監には、これら活動に必要な権限を委任する。
 統轄監は、県連絡員の指揮、県派遣OFC要員を監督する。
 統轄監が、OFCに到着するまでの間は、立ち上げ要員として西部総合事務所から連絡要員を派遣する。
 (ウ)OFC運営要員
 本庁各部署及び西部総合事務所より、OFC運営要員を派遣する。
 (エ)県連絡員
 本庁各部署及び西部総合事務所より、OFC連絡要員を派遣する。
 カ 島根県庁へ連絡員の派遣
 警戒事態発生時の通報等があり、島根原子力発電所に立入調査（現地確認）のための職員を派遣する場合、島根県と調整し、島根県庁に連絡員を派遣する。

(2) 通信システム
ア～ウ (略)

エ 通信組織の構成、維持、運営
 一般回線が使用できない場合は、以下の通信手段を利用する。

通信手段	構成	維持、運営
原子力防災ネットワーク	原子力災害が発生したときに、国、県、市町村等の防災関係機関が連携して迅速かつ的確に応急対策を行えるようにするため、高速・大容量の通信回線を利用	国の委託を受け、(独)原子力安全基盤機構が運営
原子力規制委員会		
固定型衛星通信システム	オフサイトセンター等と県庁間を結ぶ地上回線が故障した際の代替通信手段	原子力防災ネットワークのバックアップ回線
原子力規制	専用の衛星通信回線を利用	

統轄監は、原子力合同対策協議会、現地事故対策連絡会議へ参加し、県の代表として、OFC参加機関との防災対策の協議および総合調整を行う。また、島根県との防護措置に関する現地調整所を設置する。
 このため、統轄監には、これら活動に必要な権限を委任する。
 統轄監は、県連絡員の指揮、県派遣OFC要員を監督する。
 統轄監が、OFCに到着するまでの間は、西部総合事務所から連絡要員を派遣する。
 (ウ)OFC運営要員
 本庁各部署及び西部総合事務所より、OFC運営要員を派遣する。
 (エ)県連絡員
 本庁各部署及び西部総合事務所より、OFC連絡要員を派遣する。
 カ 島根県庁へ連絡員の派遣
 警戒事態発生時の通報等があり、島根原子力発電所に立入調査（検査）のための職員を派遣する場合、島根県と調整し、島根県に連絡員を派遣する。

キ 別紙1.1「災害対策本部マニュアル」

(2) 通信システム
ア～ウ (略)

エ 通信組織の構成、維持、運営
 一般回線が使用できない場合は、以下の通信手段を利用する。

通信手段	構成	維持、運営
原子力防災ネットワーク	原子力災害が発生したときに、国、県、市町村等の防災関係機関が連携して迅速かつ的確に応急対策を行えるようにするため、高速・大容量の通信回線を利用	国の委託を受け、(独)原子力安全基盤機構が運営
原子力規制委員会	専用の衛星通信回線を利用し、電話・FAX並びにTV会議による通信	
固定型衛星通信システム	原子力災害等緊急事態発生時に稼働するオフサイトセンター等と県庁間を結ぶ地上回線が故障した際の代替	原子力防災ネットワークのバックアップ回線
原子力規制	専用の衛星通信回線を利用	

委員会	し、電話・FAX並びにTV会議による通信	委員会	通信手段	
防災行政無線 鳥取県	県庁、総合事務所、中継所をループ化された多重無線回線と市町村、消防、県地方機関及び各防災関係機関が有線で接続された固定有線回線並びに中継所と移動端末局を結ぶ移動系回線により構成され、通信範囲は県内	防災行政無線 鳥取県	県庁、総合事務所、中継所をループ化された多重無線回線と市町村、消防、県地方機関及び各防災関係機関が有線で接続された固定有線回線並びに中継所と移動端末局を結ぶ移動系回線により構成され、通信範囲は県内	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括
消防防災無線 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線回線の一部を使用	消防防災無線 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線回線の一部を使用	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営
中央防災無線 国各省市町村指定公共機関等	国各省市町村と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線回線の一部及び衛星回線を使用	中央防災無線 国各省市町村指定公共機関等	国各省市町村と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線回線の一部及び衛星回線を使用	内閣府が維持、運営
水防道路無線 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線回線を使用	水防道路無線 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線回線を使用	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営
地域衛星通信ネットワーク 国各省市町村他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った(財)自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(財)自治体衛星通信機構との利用契約により通信	地域衛星通信ネットワーク 国各省市町村他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った(財)自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(財)自治体衛星通信機構との利用契約により通信	(財)自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成各施設の維持等は宇宙通信株式会社、

<p>非常通信 各加盟機関</p>	<p>(財) 自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っている</p>	<p>非常通信 各加盟機関</p>	<p>(財) 自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っている</p>
<p>非常通信 各加盟機関</p>	<p>中央非常通信協議会及び地方協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信</p>	<p>非常通信 各加盟機関</p>	<p>中央非常通信協議会及び地方協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信</p>

オ 非常通信

(ア) 方針

県は、通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用する。

- (イ) 加入電話または電報（公衆通信設備）の優先利用
- (ウ) その他の通信設備の利用
 - ア 緊急を要する場合
 - 警察事務設備、消防事務設備、水防事務設備、航空保安事務設備、海上保安部事務設備、気象業務設備、鉄道事業設備、電気事業設備、鉱業設備、自衛隊設備、放送要請
 - イ 放送要請
 - 住民へ情報を速達させるため、放送協定に基づき、放送事業者に対して放送要請を行う。

(エ) 移動通信機器等の借受

- ア 県は、必要に応じ「移動通信機器」及び「移動電源車」の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受ける。
- イ 機器の種類
 - ・NTTドコモ衛星携帯電話端末
 - ・業務用トランシーバ（簡易無線局）
 - ・インマルサット

オ 非常通信

(ア) 方針

県は、通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用する。

- (イ) 加入電話または電報（公衆通信設備）の優先利用
- (ウ) その他の通信設備の利用
 - ア 緊急を要する場合
 - 警察事務設備、消防事務設備、水防事務設備、航空保安事務設備、海上保安部事務設備、気象業務設備、鉄道事業設備、軌道事業設備、電気事業設備、鉱業設備、自衛隊設備、放送要請
 - イ 放送要請
 - 住民へ情報を速達させるため、放送協定に基づき、放送事業者に対して放送要請を行う。

(エ) 移動通信機器等の借受

- ア 県は、必要に応じ「移動通信機器」及び「移動電源車」の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受ける。
- イ 機器の種類
 - ・NTTドコモ衛星携帯電話端末
 - ・業務用トランシーバ（簡易無線局）
 - ・インマルサット・ミニM端末

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応） 新旧対照表

<p>1. 目的 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の目的は、島根原子力発電所（以下「島根原発」という。）から発生する放射性物質の飛散による健康被害の防止、及び避難生活の円滑な実施を図ることである。</p> <p>2. 対象 鳥取県管内に在住する島根原発の周辺住民（以下「対象住民」という。）を指す。</p> <p>3. 避難の原則 島根原発の周辺住民は、島根原発の事故発生時に、速やかに避難し、避難先で生活することとする。</p> <p>4. 避難先 島根原発の周辺住民は、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）に避難することとする。</p> <p>5. 避難の手続き 島根原発の周辺住民は、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）に避難するに当たっては、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）の管理者（以下「島根県内避難先管理者」という。）の指示に従って避難することとする。</p> <p>6. 避難の費用 島根原発の周辺住民は、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）に避難するに当たっては、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）の管理者（以下「島根県内避難先管理者」という。）の指示に従って避難することとする。</p>	<p>1. 目的 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の目的は、島根原子力発電所（以下「島根原発」という。）から発生する放射性物質の飛散による健康被害の防止、及び避難生活の円滑な実施を図ることである。</p> <p>2. 対象 鳥取県管内に在住する島根原発の周辺住民（以下「対象住民」という。）を指す。</p> <p>3. 避難の原則 島根原発の周辺住民は、島根原発の事故発生時に、速やかに避難し、避難先で生活することとする。</p> <p>4. 避難先 島根原発の周辺住民は、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）に避難することとする。</p> <p>5. 避難の手続き 島根原発の周辺住民は、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）に避難するに当たっては、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）の管理者（以下「島根県内避難先管理者」という。）の指示に従って避難することとする。</p> <p>6. 避難の費用 島根原発の周辺住民は、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）に避難するに当たっては、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）の管理者（以下「島根県内避難先管理者」という。）の指示に従って避難することとする。</p>
<p>7. 避難の費用 島根原発の周辺住民は、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）に避難するに当たっては、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）の管理者（以下「島根県内避難先管理者」という。）の指示に従って避難することとする。</p> <p>8. 避難の費用 島根原発の周辺住民は、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）に避難するに当たっては、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）の管理者（以下「島根県内避難先管理者」という。）の指示に従って避難することとする。</p>	<p>7. 避難の費用 島根原発の周辺住民は、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）に避難するに当たっては、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）の管理者（以下「島根県内避難先管理者」という。）の指示に従って避難することとする。</p> <p>8. 避難の費用 島根原発の周辺住民は、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）に避難するに当たっては、島根県内の避難先（以下「島根県内避難先」という。）の管理者（以下「島根県内避難先管理者」という。）の指示に従って避難することとする。</p>